

## 決算特別委員会会議録

日時 令和5年11月15日（水） 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後4時34分  
場所 委員会室棟 大会議室

委員出席者 委員長 渡辺 淳也  
副委員長 桐原 正仁  
委員 浅川 力三 飯島 力男 石原 政信 中村 正仁  
長澤 健 寺田 義彦 望月 大輔 土橋 亨  
笠井 辰生 大久保俊雄 名取 泰 飯島 修  
志村 直毅

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

県民生活部長 上野 良人 県民生活総務課長 金子 哲也 交通政策課長 渡辺 正尚

男女共同参画・共生社会推進統括官 古澤 善彦

男女共同参画・共生社会推進監 宮下 つかさ 外国人活躍推進監 小宮山 嘉隆

教育長 降旗 友宏 教育委員会事務局次長（総務課長事務取扱） 小林 洋一

教育企画室長 岩出 修司 義務教育課長 小池 孝二 高校教育課長 萱沼 恵光

特別支援教育・児童生徒支援課長 鷹野 美香 保健体育課長 山田 芳樹

感染症対策統轄官 成島 春仁 感染症対策統轄官補 佐野 満

感染症対策監 大森 栄治 グリーン・ゾーン推進監 小川 敏幸

福祉保健部長 井上 弘之 福祉保健部次長 土屋 嘉仁 福祉保健部次長 植村 武彦

福祉保健総務課長 小澤 理恵 健康長寿推進課長 清野 浩

障害福祉課長 渡邊 文昭 医務課長 若月 衛 健康増進課長 清水 康邦

総務部長 関口 龍海 総務部次長（人事課長事務取扱） 小澤 清孝

総務部次長 安藤 明範 職員厚生課長 望月 明男 財政課長 行村 真生

税務課長 奈良 晶史 資産活用課長 三井 幸治 庁舎管理室長 今井 康善

行政経営管理課長 岩間 勝宏 市町村課長 栗田 研二

観光文化・スポーツ部長 落合 直樹 観光文化・スポーツ部次長 小泉 嘉透  
観光文化・スポーツ総務課長 樋田 洋樹 観光振興課長 矢野 久  
観光資源課長 丸山 孝 南アルプス観光振興室長 雨宮 雄司  
世界遺産富士山課長 笠井 利昭 文化振興・文化財課長 杉田 浩枝  
スポーツ振興課長 岡田 孝秀

子育て支援局長 斉藤 由美 子育て支援局次長 三井 博志  
子育て政策課長 山本 英治 子ども福祉課長 篠原 孝男

県土整備部長 椎葉 秀作 県土整備総務課長 高橋 義徳  
リニア整備推進室長 吉野 一郎 道路整備課長 立川 学  
高速道路推進課長 壺屋 嘉彦 治水課長 蛭原 秀典 砂防課長 内藤 浩史  
景観まちづくり室長 内藤 広 住宅対策室長 武藤 勉

出納局次長（会計課長事務取扱） 望月 等

議題 認第1号 令和4年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件  
認第2号 令和4年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 審査の順序は審査日程表に従い、県民生活部、男女共同参画・共生社会推進統括官及び教育委員会関係、感染症対策センター及び福祉保健部関係、総務部及び観光文化・スポーツ部関係、子育て支援局及び県土整備部関係の順に行うこととし、審査意見書に記載のない内容については発言することができないこと、また、発言は一問一答形式により、事業名等を明確にした上で質疑または意見をを行うことが了承された。

次に、認第1号議案について、午前10時から午前10時54分まで県民生活部、男女共同参画・共生社会推進統括官及び教育委員会関係、休憩をはさみ、午前11時10分から午後1時32分まで（途中、午前11時53分から午後1時まで休憩をはさんだ）感染症対策センター及び福祉保健部関係、休憩をはさみ、午後1時45分から午後3時11分まで総務部及び観光文化・スポーツ部関係、休憩をはさみ、認第1号議案及び認第2号議案について、午後3時25分から午後4時34分まで子育て支援局及び県土整備部関係の総括審査を行った。

質疑 県民生活部、男女共同参画・共生社会推進統括官、教育委員会

（25人を基本とする少人数教育の推進について）

浅川委員 主要施策成果説明書の45ページにある、25人を基本とする少人数教育の推進について伺います。

県の施策として進めている25人学級は、子ども一人一人の可能性を最大限に発揮できる教育環境であり、今後、少人数教育の推進を望む声が多数聞かれています。

そこで、まず質問をさせていただきます。昨年度、25人学級を小学校2年生まで拡大しましたが、教育委員会として25人学級の導入をどのように評価しているのか伺います。

小池義務教育課長 25人学級を導入している学校では、困った時に先生や友達に言える子供が増えていることや、授業での発表の意欲が向上していることが確認されています。

また、学校関係者からは、教員の負担軽減につながっているなど、好意的な声が届いておりまして、多岐にわたり効果が確認されています。

25人学級導入により、先生方の児童一人一人に寄り添った丁寧な指導により、きめ細かな質の高い教育が行われております。

浅川委員 それでは、2つ目にお伺いします。

25人学級の成果があった上で、本年度は小学校3年生まで拡大しておりますが、現在の導入状況については、どのようになっているのかお伺いします。

小池義務教育課長 本年度、25人学級を導入しているのは、12市4町1村の53校となります。内訳は、小学校1年生が35校、小学校2年生が40校、小学校3年生が35校です。

浅川委員 一方で、25人学級の導入の影響が及ばない市町村には、先進的で特色ある教育活動が令和4年度に7市町村で行われたとのことですが、具体的にはどのような活動がなされたのかお伺いします。

小池義務教育課長 対象の市町村では、ICTを活用した他校との遠隔合同授業をはじめ、地域の強みや特色を生かした独自の取組が行われました。

具体的な活動としましては、市内の同一中学校区の小学校をオンラインでつなぎ、外国語での合同授業を行うほか、修学旅行中の6年生が見学の様子をオンラインで配信をして、下級生との交流が行われました。

また、地域支援コーディネーターと連携をしまして、特産品である大豆の栽培から味噌作り、販売などを通じた体験学習や、地域の新たな伝統文化をつくるために、中学校において和太鼓のオリジナル曲を制作するといった取組が行われました。

浅川委員 最後になりますが、今後も25人学級の導入について、しっかりと効果を検証しながら、前向きに検討していただき、山梨の子供たちにとって望ましい教育環境の充実を図ってほしいと強く願うものです。

以上で質問を終わります。

（JR中央線・身延線の利便性向上について）

石原委員　　まず、主要成果説明書126ページにあります、JR中央線・身延線の利便性向上について、意見を述べさせていただきます。

地域公共交通活性化再生法の改正により、ローカル鉄道の再構築に関する仕組みが創設され、輸送人員が少ない鉄道の在り方について、今後全国的に議論が進んでいくものと承知しております。そこで、県内鉄道路線に関する取組について、幾つかお伺いいたします。

最初に、JR身延線の利便性向上に向けて、要望活動等を実施したとのことですが、沿線市町や関係団体等との連携についてどのように行ったのかお伺いいたします。

渡辺交通政策課長　身延線につきましては、静岡県を含めました沿線自治体等を構成員とする身延線沿線活性化促進協議会におきまして、身延線利用促進のための各市町、団体の事業の積極的な推進や、沿線市町の産業、観光の宣伝強化などとともに、JR東海に対しまして、利便性向上に向けた提案要望などを行ってまいりました。

提案要望は、協議会において構成団体からの意見を集約し、毎年秋ごろにJR東海へ提案書を提出する予定となっております。昨年度行いました主な要望項目といたしましては、交通系ICカードであるTOICAの利用拡大、サイクルトレインの導入、臨時列車を活用した沿線活性化策等につきまして提案要望しております。

今後も身延線の活性化等に向けて、沿線市町と連携して取り組んでまいります。

石原委員　　次に、JR中央線の状況についてですが、中央東線高速化促進広域期成同盟会や沿線9市との連携による要望活動について、特急停車本数の復元をはじめ、どのような成果があったかお伺いいたします。

渡辺交通政策課長　県ではこれまでJR東日本に対しまして、中央東線高速化促進広域期成同盟会や沿線9市との連携を通じまして、利便性向上に向けた要望活動を行ってまいりました。その成果といたしまして、特急の停車本数は削減前の88%まで復元されております。また、昨年3月のダイヤ改正では早朝に運行する特急かいじ号の始発時間が繰り上げられ、朝8時台の新宿駅到着が実現しております。さらに、本年3月には特急の終点が東京駅まで延伸され、新幹線などへのアクセス向上が図られました。

石原委員　　このほか県ではJRへの要望を実現するための取組にいろいろ工夫していると思います。

次の質問として、鉄道通学支援制度について事業の概要と利用者の推移についてお伺いいたします。

渡辺交通政策課長　本制度は県外への進学を契機とした流出を抑制するため、市町村が行います県外大学等への通学を始めた方への定期券購入支援事業に対しまして、助成を行うものでございます。補助実績については、制度を創設しました平成29年度につきましては、5市で99人、平成30年度は7市で280人、令和元年度は9市で336人、令和2年度

は11市町で239人、令和3年度は11市町で399人、令和4年度につきましては11市町で362人という推移になっています。

石原委員 県内の鉄道路線においては県民にとって大変利便性の高いサービスが求められているところでございます。県としても引き続き沿線市町村等との連携を密にとりながら、JRに対し粘り強い要望活動を行っていただきたいと思います。

（部活動指導員の配置について）

中村委員 主要成果説明書の46ページになります。

初めに、部活動指導員の配置についてであります。私も地域でスポーツの指導をしている関係もあります。学校現場との接点もある中で、地域運動部活動の指導に関しては非常に関わりがあることですので、今回部活動の指導員の配置基準の対象となる指導者の選出方法につきまして、教えていただければと思います。また、実績につきましても併せてお願いいたします。

山田保健体育課長 部活動指導員の任用につきましては、部活動指導員任用事業実施要領に基づいて行っております。配置基準でございますが、部活動指導員1人当たり年間210時間を上限としております。また選出方法につきましては、教員免許を所有している、日本スポーツ協会認定指導者資格を所有している、当該中学校長が指導者として正しい人格を有していると判断したものなど、資格として考えられる要件を踏まえ市町村が任用しているところがございます。

なお、令和4年度の実績につきましては、運動部が40名、文化部が10名の合計50名となっております。

中村委員 それでは次に、学校現場からの反応とか、地域の方々、学校の方々からの要望がありましたら、ぜひ教えていただければと思います。

山田保健体育課長 部活動の指導を部活動指導員とした市町村からは、専門的な指導により顧問教師の負担が軽減したとか、休日の試合などの単独引率により顧問教師の負担軽減につながったなどの報告を受けております。

要望につきましては、より多くの部活動指導員の任用を求めているところでございますけれども、財政負担の増加などにより十分な人数を確保できない地域や学校もあると伺っております。

また、部活動指導員としての人材の少ない地域もあり、今後の指導者の確保に向けた取組を進める必要があると考えております。

中村委員 次に、令和4年度の実績を踏まえた評価、課題、この点につきましてもお願いいたします。

山田保健体育課長 先ほども述べましたけれども、市町村からの報告からも、教員の負担軽減について一定の評価が得られており、教員の働き方改革につながっていると考えております。先ほども要望とともにお答えしましたように、課題についても先ほどのとおり、学校によってはやはり部活動指導員の任用を求めているところがございますが、なかなか財政負担などの増加により十分な人数を確保できないこと。また指導員としての人材の少ない地域もあるということで、今後の指導者確保に向けた取組を進める必要があると考えております。

中村委員 非常に多くの課題がある中で大変だと思いますが、ぜひよろしく願いいたします。最後になりますけれども、部活動の地域移行につきまして、部活動指導員の活用について、今後どのような活用について御協力いただければと思います。

山田保健体育課長 総合型地域スポーツクラブなどの運営団体の確保ができない地域においては、まず地域の人材を部活動指導員として活用する。まずは、地域連携に取り組みながら地域移行の体制を整備することとしております。

中村委員 地域移行につきましては、国の施策も含めて、私も頑張らせていただきますので、今後とも御協力をお願いいたします。

（外国人材の受入促進及び外国人との共生推進について）

長澤委員 審査意見書に基づきまして、主要施策成果説明書84ページ及び説明資料男女2ページの外国人材の受入促進及び外国人との共生推進について伺います。

全国的に人口減少が急速に進み、本年2月1日時点の県内常住人口は80万人を割り込みました。生産年齢人口の減少により企業の労働力不足は深刻で、県内経済の維持活性化のために、外国人材を積極的に受け入れていく必要があると考えます。一方、技能実習生などは、就職前に研修機関で日本語教育を受けてきていますが、日本語能力が不十分でコミュニケーションが取れない労働者も多く、仕事に支障をきたしている事例が見受けられます。

そこでまず1つ目の質問ですが、県が進める日本語教育施策の内容をお伺います。

小宮山外国人活躍推進監 県では、企業などが実施する日本語教育に要する費用に対して助成することにより、外国人労働者の日本語能力の一層の向上を支援いたしました。また、より身近な地域で日本語を習得できるよう、外国人が集住する市町村における日本語教室の設置、充実を図りました。開設した日本語教室では、能力別にクラス分けを行い、職場での対応を含めて生活の様々な場面を設定して、実践的かつ効果的な言語教育を実施しております。

長澤委員 それでは2番目の質問に移ります。さらに共生社会を実現していくためには、日本の伝統や文化、習慣についても理解を深めてもらう取組が重要と考えますが、県では異文

化の理解促進に向けてどのような事業を実施したのかを伺います。

小宮山外国人活躍推進監 県では、日本語モデル教室の開催や外国人地域生活サポーター事業を通じまして、日本の伝統や文化、習慣への理解促進を図っているところでございます。

具体的には、日本語モデル教室におきまして、伝統芸能や行事、和食文化などを学習教材として活用することにより、日本語の効果的な習得と併せて、日本の多彩な伝統文化への理解を促進しています。

また、外国人の日常生活を支える地域生活サポーターを配置して、悩み事などの相談に対応する中で、地域に根差した生活様式や行事、習慣などへの理解促進にも取り組んでおります。

（ICTを活用した人材育成について）

長澤委員 それでは続いて、審査意見書に基づきまして、説明資料の教4ページ。ICTを活用した人材育成について伺います。

Society 5.0時代を生きる子どもたちにとって、タブレットやパソコンなどのICT端末はマストアイテムとなっております。ICTを活用した教育を推進するため、令和4年度より個人所有のパソコンやタブレットを学校に持ち込み、学習に活用してもらう、いわゆるBYODにより県立学校における1人1台端末環境でのICT教育を始めていると承知しております。

ICT教育を効果的にするためには、ICT環境を十分に整える必要があります。

そこで1つ目の質問ですが、県立学校における令和4年度のICT教育環境の整備状況について伺います。

岩出教育企画室長 昨年度におきましては、基盤となります教育情報ネットワークのサーバーの運用保守、セキュリティ対策、無線LANや教育通信回線の維持管理、教員用端末やソフトウェアのライセンスの確保など、ICT教育を実施する上で必要となります基礎的な環境の維持・整備を行ったところでございます。

また、学校現場でのICT端末に関するトラブル等に対応するヘルプデスクの設置や、教員の授業支援等を行うICT支援員の配置など、円滑なICT教育の実施に向けました人的な支援体制の構築も併せて行ったところでございます。

長澤委員 それでは次に、こうしたICTの教育環境を十分に生かしていくためには、教える側である教員の資質向上が欠かせないと考えますが、教員のICT活用指導力向上に向けてどのような研修を行っているのか伺います。

岩出教育企画室長 教員の研修につきましては、総合教育センターが中心的役割を担っておりまして、児童生徒のICT活用のための指導力向上に向け、ICTの効果的な活用方法を学ぶICT活用指導力研修を実施したところでございます。

また、数学や社会などの教科別研修におきましても、参加者自らがICTを活用した

実践授業等を披露いたしまして、改善点などについて参加者全員で議論するといった授業などで参考となる実践的な研修も行ったところでございます。

さらに、各県立学校におきましても、ICT教育を推進する教員やICT支援員などが中心となりまして、授業改善研究や校内研修を実施し、指導力向上を図っているところでございます。

長澤委員           ChatGPTなど、ICT分野の技術革新は我々の想像を遥かに超えて進展しております。今後、児童生徒のICTリテラシーや情報の活用能力の育成を図る教育の充実は大変重要であると考えますが、最後の質問に移ります。

                  社会のデジタル化が進み、ICTを取り巻く環境も日々変化していることを踏まえて、ICTを学校で活用する上でどのような問題があると認識しているか伺います。

萱沼高校教育課長   学校では、生徒がICTを日常的に使うことができるように、授業を始め、学校生活のあらゆる場面で積極的に活用する機会を設けることが必要でございます。活用する際には、先ほどもありましたように、ChatGPTなどの新たな情報技術を生徒が活用するに当たっての活用方法でございますとか、問題点を精査する必要があります。

                  また、デジタル社会を迎えた現在、全ての生徒が情報セキュリティや情報モラルの能力を身につけることが求められることから、ICT教育を安全・安心な環境で行うことができるかという点も注視をする必要があります。

長澤委員           ぜひ本県の未来を担う子供のために、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

                  （いじめ対策・不登校等支援のための体制整備について）

長澤委員           次に、主要施策成果説明書46ページ、いじめ対策・不登校等支援のための体制整備についての質問です。

                  先月、文部科学省が令和4年度の全国いじめ認知件数と不登校児童生徒数について調査した公表結果によりますと、認知件数、不登校児童生徒数それぞれ過去最多を更新したと伺っております。

                  そこで1つ目の質問ですけれども、令和4年度における本県小中高等学校のいじめ認知件数と不登校児童生徒数について、これまでと比較してどのような状況か伺います。

鷹野特別支援教育・児童生徒支援課長   令和4年度のいじめの認知件数は8,103件、前年度の7,150件から953件増加しております。いじめの定義や法律の理解が進み、いじめ問題に対する認識が高まっている現れだと捉えております。

                  不登校の児童生徒数は2,054人、前年度の1,681人から373人増加しており、過去最多となっております。増加の要因は様々ですが、長期化するコロナ禍による生活の乱れ、制限下の学校生活による不適応、登校意欲の低下などが考えられております。



長澤委員 いじめ問題に対する意識が高まっていることや、長期化したコロナ禍による登校意欲の低下などにより、いじめ認知件数や不登校児童生徒数が増加していることは理解できるのですが、次の質問に入りますけれども、このようにいじめの認知件数や不登校児童生徒数が増加している状況において、児童生徒への支援はもちろんですが、保護者の皆さんも悩んだり苦しんだりしていることと思います。保護者も一人で悩むことがないように支援していくことは重要であると考えますが、令和4年度、新たな取組をやったのか伺います。

鷹野特別支援教育・児童生徒支援課長 令和4年度には、悩みや困難を抱える児童生徒だけでなく保護者のことも支援する相談支援体制の充実を図るため、より専門性を強化し、関係機関とのコーディネーターの役割も果たす相談支援センターを開設いたしました。

また、悩みや不安を相談できる相談機関、連絡先などを記載したSOS啓発カードを作成し、国公立全全ての小・中・高・特別支援学校の児童生徒及び保護者に配布したところです。さらに、保護者を対象に、子供の変化に気づき、素早い支援等につなげるための研修会、そして教職員を対象に子供が発するSOSや児童生徒の変化に気づき、組織で子供を守る体制等について研修会を開催いたしました。

（女性活躍社会の実現について）

笠井委員 審査意見書に基づきまして、主要施策成果説明書の67ページ、女性活躍社会の実現について伺います。

令和4年度から、第5次計画山梨県男女共同参画がスタートしました。第4次計画には目標未達成のものもありましたが、歩みを止めることなく、将来にわたって持続可能で活力ある社会を構築していくためには、多様な人材の活用、多様な視点の導入が必要です。社会における構成員の意思を公正に反映するためにも、人口の半数を占める女性があらゆる分野の政策方針決定過程に参画することが必要です。県では、これまでも様々な取組を行っていることを承知していますが、令和4年度に実施した主な事業内容について伺います。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 企業などにおける多様な人材の活用、多様な視点の導入は極めて重要であり、特に女性の知恵を生かしていく工夫や、意識への障壁を解消する取組が不可欠です。このため、経営者向け男女共同参画セミナーや若年層を対象に女性活躍のロールモデルによるパネルディスカッションを実施するなど、固定的役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向けた普及啓発に取り組みました。

また、女性活躍を推進する企業を増やすため、社会保険労務士を派遣して働き方改革を支援するとともに、女性活躍の職場環境づくりに実績を挙げた企業を山梨えるみんな認定制度で認定いたしました。さらに、本県の女性活躍推進施策に反映すべく、働く女性で構成するジェンダー平等ワーキンググループを立ち上げ、女性が生き生きと働く環境づくりを議論、その成果をウェルビーイングアクション提言書として取りまとめたいただきました。

笠井委員

継続的な事業に加え、新たな取組も盛り込んでいただいていると思います。

令和3年7月に、県では性別による社会格差を徹底解消する、男女共同参画先進県の実現に向けた取組断行宣言を表明されています。この宣言を踏まえて策定されたのが、第5次山梨県男女共同参画計画でした。性別に関係なく一人一人が活躍できる社会の実現は一朝一夕にできるものではなく、県民一人一人の取組による社会の変革を各種施策の積み重ねにより進め、計画を着実に推進していくことが重要ではないかと考えます。

そこで、第5次計画の初年度における成果目標の進捗率に対する評価についてお伺いします。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 第5次山梨県男女共同参画計画では、13の成果目標を設定しておりまして、そのうち9項目が女性活躍の推進に関連するものでございます。9項目のうち、調査結果がまだ出ていない1項目を除いた8項目の状況でございますが、山梨えるみんな認定企業数など5項目は予定どおり進捗しております。残り3項目、具体的には、女性県職員のうち管理職になりたい者の割合、県の審議会等の女性の登用率、市町村農業委員会の女性登用率でございますが、最終目標から見た場合、予定より少し遅れていると評価しております。庁内関係所属や市町村と連携し、しっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

笠井委員

ありがとうございます。ぜひ、県庁の中から改革をどんどん進めていただければと思います。第5次計画には、男女共同参画推進センターの充実として、誰もがセンターの事業に参画できる仕組みの構築も掲げられています。その最たる事業としてぴゅあフェスティバルがありますが、今年は3館合同の開催で、一体感を得られる重要な機会ではありますが、ぴゅあ峡南らしさが、今後薄れてしまっただけではないと思いますので、私も地元の一員として取り組みますが、3館の地域特性を生かした事業展開に今後期待いたします。

（地域公共交通等の確保について）

大久保委員

交通弱者の増加、また公共交通空白地帯が非常に顕著になっている中で、主要施策成果説明書127ページの地域公共交通等の山梨県地域公共交通協議会の開催について、幾つかお伺いいたします。

まず1点、山梨県地域公共交通協議会が3回開催されたということですが、協議会のメンバーについてまずお伺いいたします。

渡辺交通政策課長 協議会のメンバーは、県や市町村といった行政機関に加えまして、鉄道やバス等の交通事業者、利用者、その他学識経験者等で構成されております。

大久保委員

その協議会で具体的にどのような意見、提案がなされたのかお伺いいたします。

渡辺交通政策課長 昨年度開催いたしました地域公共交通協議会におきましては、各委員から出された意見、提案について、協議会メンバーとの情報共有を図りながら計画策定を進めること。地域の多様な輸送資源が有効活用されるよう希望する、障害を持つ方々の視点が重要であることなどが挙げられました。

大久保委員 地域公共交通は利用者の減少や乗務員不足が大変深刻化しておりまして、需要と供給の面、そしてまた人口減少の影響を受けまして、存続の危機にさらされております。協議会の意見を踏まえ、地域公共交通計画の策定に向けた取組について具体的にお伺いいたします。

渡辺交通政策課長 計画の策定に当たりましては、協議会から得られた意見を踏まえまして、利用者や交通事業者の意向調査を行うとともに、市町村におけるニーズや課題を把握するためのアンケート調査を実施いたしました。これらの調査結果などを参考としまして、県民の生活に欠かせない生活交通路線の指定や確保・維持について検討を進めてきたところでございます。

また、デマンドタクシーの運行など地域の輸送資源の活用事例につきまして、市町村が参考にできるような取組を取りまとめてまいります。障害者の方々への配慮の面では、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入促進につきまして、計画に言及してまいります。

本計画が、本県にとりまして、望ましい公共交通の姿を明らかにする地域公共交通のマスタープランとなるよう、本年度中の策定作業を着実に進めてまいります。

大久保委員 いろんな説明を頂きました。今後ITの進展化等により、例えばAIデマンドタクシーですとか、次世代モビリティシステム等の導入、そしてまた、今やっております初乗りの障害者、高齢者の補助制度もございます。ぜひ県内公共交通の課題を的確に捉え、より幅の広い地域公共交通施策の実現のために、地域公共交通計画の策定をさらに進めていただいて、交通弱者、公共交通空白地帯が解消されるよう切望しまして、質問を終わらせていただきます。

（いじめ対策・不登校等支援のための体制整備について）

続きまして、いじめ対策・不登校等支援のための体制整備、主要施策成果説明書46ページについてお伺いいたします。

各学校において、いじめ、不登校は様々な要因であることにより、根本的な解決が難しい中で、認知件数も、先ほど話ありましたように増えているということで、幾つか質問いたします。

教育相談体制が図られたとのことではありますが、どのような相談内容が寄せられたのか、具体的にお伺いいたします。

鷹野特別支援教育・児童生徒支援課長 先ほどお話ししたように、令和4年度には新たに相談支援セン

ターを開設いたしました。そこには、本人や保護者からの電話や、面接による相談が行われております。児童生徒からは、いじめや家庭環境、家族関係などに悩んでいることの相談、また保護者からは、不登校の子供に対する接し方など様々な質問が寄せられているところです。

大久保委員 続きまして、スクールカウンセラーが配置され、人数も多く、充実されていると承知しておりますけれども、どのような相談が多かったのか、お伺いします。

鷹野特別支援教育・児童生徒支援課長 相談内容は様々ですけれども、スクールカウンセラーは学校に配置されているということもあり、より具体的な相談になっております。相談内容としては、友達との関わり方、友達とのトラブルの解決方法、本人の家庭環境に関わること、学習に関する事など様々寄せられているところです。自分の悩みをカウンセラーにじっくりとお聞きいただくことで、心の整理をし、安心して学校生活を送ることができている子供たちが多数いるところです。

大久保委員 市町村の連携が非常に重要となる中で、市町村不登校担当者会議ですとか、教育支援センター設置推進会議の開催など、いじめ対策、不登校の支援に向けた各種の事業を実施していると承知しておりますが、これらの事業の実施によりどのような成果、実効性のある効果が得られたのか、お伺いいたします。

鷹野特別支援教育・児童生徒支援課長 市町村担当者会議をはじめとした各種会議においては、実践発表などを通して、好事例の共有を図っております。また、開設された相談支援センターに配置されている2名のチーフスクールカウンセラーが、市町村の教育支援センターを定期的に訪問し、適切な指導、助言を行うことで、子供に寄り添った支援の充実を図っております。

いじめや不登校につきましては、成果はすぐに現れにくいものではありませんが、これらの取組の結果、学校内外で相談支援を受けていない児童生徒の割合は、全国と比較しても低い状況となっております。

大久保委員 いろいろな説明をいただきました。これからも多様性ですとか、また法的な問題も出る中で、私はスクールロイヤー制度というものも場合によっては必要かなと思うわけで、さらなる教育相談体制の充実により、いじめ、不登校解消、そしてきめ細かい支援の実現を切に願ひまして質問を終わらせていただきます。

（原油価格・物価高騰対策について）

名取委員 まず、原油価格・物価高騰対策について、説明資料、教7ページから教育委員会に関わる部分について質問します。

昨年9月補正で予算化した県立学校の給食費補助は、僅か169万円の予算でした。物価高騰としてはあまりに不十分であったと思いますが、認識を伺います。

山田保健体育課長 給食を実施している全ての県立学校において、給食費を10%値上げした場合を想定し、値上げ額の2分の1を補助するための予算として169万円を計上いたしました。

令和4年度は、値上げをした県立夜間定時制高校2校、県立特別支援学校5校を対象に補助を実施したところでございます。

各校の値上げ率は最大でも6%台であり、計上した予算内にとどまっております。これにつきましては、各学校において献立を工夫した結果であり、昨年9月の補正予算額が不十分であったとは考えておりません。

名取委員 確認ですが、予算の執行額は合計で幾らだったのでしょうか。

山田保健体育課長 執行額でございますが、46万3,515円でございます。

名取委員 執行額も3割以下という状況だと思います。補助基準が厳しすぎたという問題があったのではないかと思います。認識を伺います。

山田保健体育課長 基準につきましては、各学校における給食費の直近の値上げ率の平均が1食当たりの単価が3%であったことから、3%を超える上昇率の学校を補助対象としたところでございます。

名取委員 県立学校の給食費を年度内無料にするといった思い切った検討はしなかったのでしょうか。

山田保健体育課長 学校給食法などにおきましては、学校給食による食材費は保護者などが全額を負担することとなっております。

名取委員 次に、原油価格や物価高騰対策を喫緊の課題として捉えて、県民の暮らしを支えるためには給食費補助をもっと拡大すべきであったと考えますが、答弁を求めます。

山田保健体育課長 繰り返しになりますが、給食費の補助につきましては不十分であったとは考えておりません。

名取委員 昨年は県内で多くの市町村が何千万円、数億円という単位で給食費を無償にするなど物価高騰対策を行いました。県としても、せめて県立学校の給食費については無償にすべきだったと思います。

質疑 感染症対策センター及び福祉保健部関係

（障害者の就労支援の充実・強化について）

石原委員 まず、主要施策成果説明書69ページにあります、障害者の就労支援の充実・強化について、意見書に基づき御質問させていただきます。

各団体との連携、情報を共有し、障害のある方へ職場体験や就職準備に伴う生活支援を行っていることは十分承知しております。

そこで、就業に伴う生活支援をどのように行ったのか伺います。

渡邊障害福祉課長 障害者の一般企業での就労、定着を図るためには、就労に伴う環境変化によって生じる、生活面の様々な課題に応じた支援をしていくことが重要であります。このため、障害者就業生活支援センターでは、生活支援担当の職員が巡回訪問や個別の相談対応などを通じて障害者に伴走しながら生活面の支援を行っております。

具体的に申し上げますと、規則正しい生活を支援するため、定期的に電話連絡をしたり、金銭管理や家事援助が必要な場合にはヘルパーの派遣をあっせんしたり、職場での悩みを共有するため在職者の交流の場づくりを支援したり、社会人としてのマナーを身につけていただくために身だしなみや言葉のマナーに関する講習会を開催したりしています。また、就業する際に重要な健康管理等に関しましても、通院への同行や服薬管理、障害者手帳の取得に関する手続への同行などの支援をしております。

このような支援は、対象者によって必要な支援や期間など関わり方が異なるため、一人一人に対して生活支援員がアセスメントをしながら、短い場合は1か月から、継続して支援が必要な方の場合は複数年にわたり継続的に支援を行っております。

石原委員 次に、農業の成り手不足の中、農福連携の取組についてはとても必要なことだと認識しております。

農福連携の取組を通して障害者への農業の就労機会が増えているとのことですが、具体的にはどのような仕事をしているのか。また、農家や就労支援事業者にはどのような成果をもたらしているのか伺います。

渡邊障害福祉課長 具体的な仕事内容としましては、障害のある方が各農家の圃場に出向き、桃の摘果やブドウの房づくり、ブルーベリーの収穫など多種多様な作業に従事しております。

また、就労支援事業所自体がシャインマスカットをはじめ様々な果樹や野菜の生産を行っております。中にはホップを生産してビールの醸造につなげているケースもあり、利用者はこうした生産作業に従事しています。加えて、ドライフルーツやジャム、クッキーなど、農産物を加工した6次製品の生産作業に従事している例も多く見受けられます。

農家からは、農繁期の人手として大変ありがたい、作業が丁寧で仕上がりもよいといった声を伺っているところです。利用者にとっても農家の方との共同作業の中で、「ありがとう、助かるよ。」などと声をかけてもらうことが自己肯定感の向上や働く意欲の高ま

りにつながっているとも伺っております。

また、屋外で体を動かすことで利用者に体力がついて長い時間働けるようになった、利用者の表情が明るくなったなど、農福連携に実際に取り組んだ多くの就労支援事業者から、よい影響があったというお話も伺っており、障害者の自信や生きがいを創出しているものと考えております。

石原委員 知事が提唱している「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」に結びつくことだと思いますので、今後も就労支援の充実・強化に努めていただきたいと思います。

（フレイル予防アドバイザー派遣について）

中村委員 それでは、主要施策成果説明書の68ページ、フレイル予防アドバイザーの派遣について伺います。

人口減少が進む中で労働力不足、また医療現場の人材不足というところが非常に問題となっております。社会保障の増大など非常に多くの課題がある中で、今回、このフレイル予防については高齢化が進む中で非常に大切な部分だと認識しております。

このような中で、このアドバイザーの基準、対象となる方々がどのようになっているのか伺います。

清野健康長寿推進課長 フレイル予防アドバイザーにつきましては、フレイル予防の普及啓発であるとか、市町村が行っておりますフレイル予防事業の継続的な評価、またこうした事業を住民主体の活動へとステップアップさせ、つなげていくための助言や指導、さらには体操など住民グループの介護予防活動の講師としての役割を担っていただいております。

このため、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士といったフレイルに関する知識をお持ちの専門職の方にアドバイザーをお願いしております。

中村委員 多種の方が派遣されていること知り、勉強になりました。

次に、派遣を希望する市町村という話がありますが、対象となる市町村、また対象となる方の基準について伺わせていただきます。

清野健康長寿推進課長 アドバイザーの派遣につきましては、委員がおっしゃいましたとおり市町村の要請に基づいて行っているものでございます。

また、フレイル予防につきましては、地域の実情に応じた様々な取組が行われておるわけでございますけれども、支援の対象につきましては、事業の企画立案をする市町村職員の場合もあれば介護予防や健康づくり事業に参加している住民の方々である場合もでございます。対象者につきまして一律の基準といったものがあるというわけではございません。

中村委員 次に、今回のこの事業で実際に事業を実施している市町村からの声ですが、実施した成果としてどのような声が上がっているのか伺います。

清野健康長寿推進課長 令和4年度につきましては、延べ17回、アドバイザーを派遣しておりまして、地域の実情に応じた様々な支援を行っておりますけれども、このうち、住民グループからは、それまでは体操を中心とした活動をしていただけたけれども、フレイル予防には口腔機能であるとか、栄養といったことも重要であることが理解できて、その後の日常生活において、そうしたことにも気をつけるようになったという声を伺っております。

また、市町村職員の方からは、専門職であるフレイル予防アドバイザーの支援を受けたことで、地元のそうした専門職が所属している医療機関と顔の見える関係づくりができた。市町村のフレイル予防についてどんなところを目指していったらいいのかということについて共通認識を持つことができたといった声を伺っております。

中村委員 市町村との取組というところで対象となる方の声を聞くというのは非常に大切だと思いますので、よろしくをお願いします。

特に2025年に超高齢化社会を迎える中で、国でも5人に1人は75歳以上の後期高齢者になるという状況ですので、ぜひシルバーの活用という分野でも高齢者の方が元気でいられるような取組をしていただければと思います。

（介護人材の確保・定着と資質向上について）

桐原副委員長 介護人材の確保・定着と資質向上について伺います。

介護人材の確保・定着に向けて、人材不足、また景気の上向きだとかかなり介護人材の確保というのが重要な課題になってくるわけですが、介護報酬の処遇改善加算が最大限取得できるよう支援をすると主要施策成果説明書に記載があります。どのような支援を具体的にしているのか伺います。

清野健康長寿推進課長 処遇改善加算につきましては、対象となる介護サービス事業所が県内に約2,000ございます。このうち約3割は加算を取得しておりません。

また、加算を取得している事業所につきましても、約1割は最上位まで取得していません。最上位といいますのは加算の中でも1, 2, 3といった段階があるわけですが、その最上位の加算までは取得できていないという状況がございました。

このため、県といたしましてはこの制度をよく知っている社会保険労務士による説明会を開催いたしまして、より多くの事業者の方がこの加算を取得していただけるように支援をしたところでございます。

また、加算の取得や、より上位の加算を取得できない理由といたしましては、就業規則などの規定類の整備が難しいということや、申請書類の作成に要する負担が大きいといった、事務負担の大きさを挙げる事業所が多く見られたところでございます。

このため、希望する事業所に対しましては、個別に社会保険労務士を派遣いたしまして、加算の取得や加算区分の引上げに必要な賃金規定の整備であるとか、申請書類作成に関する助言など、個々の事業所の状況に応じた支援を行っております。



桐原副委員長　　ぜひとも介護職員の方の給与が少しでも上がるように、さらなる支援をお願いします。  
また、介護職員の働きやすい職場環境を整備するため、介護ロボット等の導入を支援すると記載がありますが、どのような介護ロボットが導入されているのか伺います。

清野健康長寿推進課長　介護現場におきまして介護ロボットが担うことができる分野といたしまして、移乗の介助とか、移動の支援、排泄支援、見守り、入浴支援といったものがございます。

このうち、移乗の介助につきましては、入所者をベッドから車椅子に移すなどの力仕事の際に介助者が体に装着することによって身体的な負担の軽減につなげたり、腰痛予防に役立つようなアシストスーツといったようなものがございます。

また、見守りにつきましては、呼吸や心拍数などを測定いたしまして、利用者の起き上がりとかの状況をスタッフに通知することで職員の巡回であるとか、入所者が転倒したという緊急時の対応などに役立つセンサーといったものがございます。

以前はアシストスーツのような移乗介助のためのロボットが多く導入されておりましたけれども、近年では見守りのためのセンサーロボットが多く導入されております。

また、最近の見守りセンサーにつきましては、異常があったときにスマートフォンに通知をして、カメラ機能と連動して利用者の状況をリアルタイムで把握できるといったものもございまして、そういったものも導入が進んでおるところでございます。

桐原副委員長　　私も介護の現場にいた人間であります。見守りというのは日中でも、また夜間においてもすごく神経を使っており、そんな中で機械の導入によって少しでも職員の労働の軽減が図られるというのは大変重要ですので、ぜひともさらなる推進に努めていただきたいと思えます。また介護人材不足というのはそこで働いている介護職員の負担も大きくなりますので、充足率100%、またそれを超える環境づくりに向けてさらに取り組んでいただくことをお願い申し上げまして、次の質問に入ります。

（循環器病対策について）

循環器病対策については、脳卒中、心臓病、その他の循環器は我が国の主要な死亡原因でもあります。令和3年度の人口動態統計によりますと、心疾患は死亡の原因の第2位、脳血管疾患は第4位であり、両者を合わせると、がんに次ぐ死亡起因となっていると承知をしております。そんな中で、この循環器病対策事業はどのような目的で行った事業なのか伺います。

清水健康増進課長　循環器病は急激に発症し、数分から数時間の単位で生命に関わる重大な事態に陥ることもあります。また発症後、早急に適切な処置を行うことで予後の改善につながる可能性が高まります。そこで、前兆や疑わしい症状を理解していただき、発症時には緊急受診をしていただけるようになることを目的に県民に啓発を行ったものでございます。

桐原副委員長　　具体的にはどのようなことを行ったのか。また、それによりどのような成果が上がったのか。再度、お尋ねいたします。

清水健康増進課長 急激な温度変化で血圧が大きく変動する、いわゆるヒートショックによる循環器病を発症した場合に、緊急受診を呼びかける内容の40秒ほどの動画を作成しました。動画は、脳卒中と心疾患の2つのパターンを作成しております。

動画の利用方法としましては、ヒートショックによる循環器病の発症リスクが高くなる11月から2月の4か月間、ユーチューブインストリーム広告として配信をいたしました。また、ユーチューブの山梨チャンネルに掲載をしまして通年の視聴が可能となるようにしました。

成果としましては、それぞれ2つの動画とも10万回以上の再生を目標としていましたところ、脳卒中のバージョンは約11万3,000回、心疾患のバージョンについては約11万3,500回の視聴がありまして、多くの方に啓発できたと考えております。

桐原副委員長 循環器病を発症させる前の予防という観点も重要であると思いますが、昨年度、循環器病の予防としてどのような取組を行ったのか伺います。

清水健康増進課長 循環器病の危険因子となる高血圧、肥満や糖尿病などを予防することが必要であり、需要が増えております中食に着目をし、減塩メニューの開発に取り組みました。なお、この減塩メニューに関しては、今年度、実際にスーパーで販売できるように、現在、関係者と協議を進めているところでございます。

また、飲食店などから食塩の摂取を控え一定量以上の野菜が含まれるメニューを申請していただき、やまなししぼルトメニューとして県が認定をしております。認定されたメニューやお弁当にはロゴマークの表示が可能となっております。

さらに、県のホームページの循環器病対策のページをリニューアルし県民の皆様に分かりやすい内容といたしました。具体的には、循環器病がどのような病気であるかという解説、循環器病に係る本県の現状、また国の研究機関や循環器病の団体、あるいは心臓弁膜症サイトなどへのリンクを充実させております。

桐原副委員長 最近、テレビCMでも心臓弁膜症というのが流れるようになりました。この心臓弁膜症は加齢に伴う変化に似ていることから見逃されがちだということを承知しております。この点についても、循環器病対策の中の柱として取り組んでいただきますことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

（認知症施策の総合的な推進について）

望月委員 認知症施策の総合的な推進について、お伺いしていきたいと思っております。

成果説明書の100ページ、105ページに記載がありましたので、そこに基づいて幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

認知症の施策については、国が新オレンジプランを平成27年に策定をして、山梨県においても、鋭意、その施策を進められていると理解しております。

特に認知症は、早期診断、早期対応というのが非常に大きな注目をされているところ

でありますけれども、令和4年度、県民総サポーターを目指して市町村等でサポーター養成講座を実施していると承知をしております。県はこの養成講座、市町村等への養成支援について、どのように取り組まれたのか、まずお伺いしたいと思います。

清野健康長寿推進課長 認知症サポーターにつきましては市町村であるとか、また企業、団体等も講座を開催して養成をしております。県民総サポーターを目指す上では各地域で講座を開催するための講師が必要になりますので、県といたしましては、講師役となるキャラバンメイトというものを養成しております。

昨年度末時点で、県内のキャラバンメイトは1,702人となっております。名簿を市町村に提供するなど市町村等が行うサポーターの養成を支援しております。

望月委員

1,702人のキャラバンメイトの養成を行ったということではありますが、サポーター養成については県民総サポーターというものを目指していると思います。コロナ禍で、なかなか対面での養成講座というものに制限があったと理解をしますが、これは例年に比べてどのように増減があったのか確認をさせていただきたいと思います。後ほど構いませんので教えていただければと思います。

その上で、市町村がコーディネーターを配置して、認知症の御本人、あるいは御家族に寄り添ったサポーターをつなぐ仕組みをつくっているチームオレンジというものがあります。

成果説明書の中で、100ページの進捗部分に掲載がありますけれども、令和4年度までに12市町村を目標と掲げておりましたが、現状3市町村ということで、かなり進捗が低いと感じております。この要因について、どのように捉えているのかお伺いいたします。

清野健康長寿推進課長 チームオレンジにつきましては、県が養成するコーディネーターが中心となりまして、認知症の人や家族の身近なニーズや困り事を認知症サポーターにつないでいくという仕組みでございます。

チームのメンバーになる認知症サポーターにつきましては、困り事に対応できるようステップアップ研修を受講していただく必要がございますけれども、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして多くの市町村でこのステップアップ研修が実施できていないということがございまして、チームの設置が思うように進んでいない状況がございました。

成果説明書100ページにもありますけれども、令和4年度末に設置しているのは3市町村ということでございますが、その後、ステップアップ研修も再開をしておるということで、現在は8市町村ということになっております。

県といたしましては、今後もコーディネーターの養成などによりまして設置市町村数を増やしていきたいと考えております。

望月委員

御答弁ありがとうございました。コロナ禍でというところが最初の再質問のところ

お伺いしたかったところでありますけれども、現状8市町村ということで、コロナを乗り越えた後の取組というものも理解できました。ぜひ県民総サポーターを掲げておりますので、サポート養成講座、27市町村全てでチームオレンジを設置することが最終目標だと思いますので、そこに向けてぜひ鋭意取り組んでいただきたいと思います。市町村への支援もしっかり働きかけていただきながら目標に向かって進めていただきたいと思います。

（障害者の就労支援について）

笠井委員 石原委員も質問された障害者の就労支援についてですが、当初予算の事業概要に県版障害者ジョブコーチ派遣事業費が計上され、障害者の職場定着を図るためと記されています。この事業の評価と目標達成に対する執行上の課題があればお伺いいたします。

渡邊障害福祉課長 障害のある方が就業する際には職場でのコミュニケーションや職場への適応に不安を感じている方が多いことから、県版障害者ジョブコーチは御本人の不安や緊張を和らげるため採用面接や通勤への同行、職場における見守り、家族や施設関係者との連絡調整などの支援を行っております。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度以前の実績と比べると減少したものの、14人の方に対しこうした支援を複数回行い、14人全ての方を就業定着につなげることができました。

事業の課題としましては、ジョブコーチが高齢化してきており、通勤時の同行や職場での見守りといった支援は体力的に負担が大きくニーズに応じきれない場合があることから、同様に就業支援を行っている障害者就業生活支援センターと連携しながら支援に当たっているところです。

今後は、1人の対象者に対して複数のジョブコーチが分担して支援に当たるなど、継続したニーズにも対応できるよう派遣体制の見直しを図ってまいります。

笠井委員 伴走型の支援をしていただいているということで障害者の方々の就業にとっても効果があると思いますが、ジョブコーチも高齢化をされているということですので、後継者の育成といいますか、ジョブコーチになれる方の育成も含め今後も継続しての取組を期待いたします。

（へき地医療の確保について）

笠井委員 次の質問に移ります。主要施策成果説明書の94ページ、へき地医療の確保についてです。

へき地医療においては、拠点病院までの距離や交通の便の点で、住民と医療とのアクセスが大きな課題です。訪問診療や巡回医療が地域医療を支えています。この巡回医療等への支援内容と課題、令和4年度実績の評価をお伺いいたします。

若月医務課長 へき地医療の提供につきましては、委員おっしゃるとおり6病院をへき地医療拠点病

院として指定をしております、巡回診療、またへき地診療所への医師派遣を実施しているところがございます。

県では、こうした事業に対しまして必要な医師、看護師等の人件費、また医療用の備品、診療材料の購入経費に対しても補助をしてきているところがございます。

次に、事業執行上の課題でございますが、へき地における高齢化がやはり進んできております。こうした中にありましても、今後も医療機関を容易に利用できない方にも医療を提供していく必要がございますので、へき地医療拠点病院、またへき地診療所を維持していくことが1つの課題でございます。また、そのためにはへき地医療を担うスタッフの確保も非常に重要な課題だと考えております。

実績に対する評価ということでございますが、令和4年度の実績といたしましては、まず、巡回診療4病院20地区で延べ148回実施をしております、595人の方に受診していただきました。

また、へき地診療所への医師派遣につきましては、新たに2病院をへき地医療拠点病院に指定いたしまして、延べ97回の派遣を行ったところがございます。

県といたしましては、医師不足など年々へき地医療の確保が困難になっていく中、例年と同水準で巡回診療を実施することができたこと、また新たにへき地医療拠点病院を2病院確保したということで、へき地の住民の方への受診機会を確保できたのではないかと考えているところがございます。

笠井委員

今の御答弁の中で、看護師に触れられましたが、へき地医療の提供には医師の確保と同時に看護師などメディカルスタッフの確保も求められていると思います。この施策における配慮及び実際の対応について伺いいたします。

若月医務課長

委員御指摘のとおり、へき地医療の確保には医師だけではなく看護師などのスタッフが当然必要でございます。特に医療依存度の高い患者につきましては、定期的な医療機関の受診だけではなくて定期受診の間にも医学的な管理が必要になってまいります。

一方で、医師による巡回診療にも限りがあります。そうしますと、患者の御自宅を訪問して医療的なケアを行います訪問看護の提供が非常に重要になってくると考えております。

このため、県では訪問看護ステーションの設置を促進することを進めておりまして、また訪問看護師の育成、確保にも取り組んでいるところがございます。

具体的に申しますと、新たな訪問看護ステーションの開設準備に対する助成制度を設けまして、へき地を抱える町村など、ステーションがない地域に開設する場合につきましては、補助率を3分1から3分の2に引き上げるという配慮をしています。

また、県の看護協会に訪問看護支援センターを設置していただきまして、訪問看護が未経験の方を対象にした研修会の実施、また新人訪問看護師を採用したステーションが行う研修に対する助成などを行っているところがございます。

加えまして、看護職員の修学資金、看護学生に対するものでございますが、こうした訪問看護ステーションに就業した場合は返還免除にしているところがございます。

笠井委員 特に峡南地域の拠点病院以外の病院にお話しを伺いますと、看護師さんなどスタッフを募集してもなかなか応募が少ないという声も聞いております。こういったメディカルスタッフさんの不足は切実な課題ですので、ぜひ今後とも状況の改善につながる策を熱望しております。

（生涯現役で活躍できる健康長寿社会の推進について）

大久保委員 今は人生100年時代と言われまして、高齢者自らが様々な経験を積んだ先輩として地域を支え合い、そして就労の担い手、また医療費削減という様々な観点から元気で活躍していただくことの重要性を痛感する中で、生涯現役で活躍できる健康長寿社会の推進について幾つかお伺いいたします。

まず1点、介護予防の取組の中で、特にフレイル、未病・予防が極めて重要であると考える中で、フレイル予防アドバイザー派遣が延べ17回開催されましたが、具体的な内容と効果について、まず伺います。

清野健康長寿推進課長 昨年度のアドバイザー派遣の具体的な内容につきまして、フレイル予防の事業の企画立案に対する支援が延べ5回、フレイル状態をチェックするための評価項目の見直しに関する支援が延べ3回、それから住民グループを対象としたフレイルに関する講座の開催が延べ3回、それから市町村と地域の医療機関等との連携強化のための支援が延べ6回と、このような状況になっております。

大久保委員 もう1点、市町村フレイル予防ネットワーク連絡会ですとか、フレイル予防アドバイザー連絡会等が開催され、これは33名が参加されているということですが、具体的な内容と効果についてお伺いしたいと思います。

清野健康長寿推進課長 ネットワーク連絡会及びアドバイザー連絡会につきましては、令和5年3月8日に両方合わせて開催をされておりまして、市町村職員、リハビリテーション専門職の団体の関係者の方、それからフレイル予防アドバイザーなど、33名の方が参加をしております。

この場におきましては、アドバイザー派遣の活動報告であるとか、派遣を受けた市町村の側からの取組状況に関する報告、それから各市町村のフレイル予防の事業の進捗状況に関する報告がございまして、その後、フレイル予防促進のための意見交換や情報共有が行われていると聞いております。

（望月委員の認知症施策の総合的な推進についての答弁）

清野健康長寿推進課長 先ほどの御質問にお答えいたします。

コロナ禍のここ数年の認知症サポーター等の養成状況ということでございますけれども、まず認知症サポーター養成講座につきましては、ここ数年オンラインで開催されておりまして、令和2年度は2,614人、令和3年度は4,195人、令和4年度は

成果説明書105ページにもありますけれども、5,517人が養成をされておりまして、令和4年度末の累計は12万1,354人となっております。

一方、キャラバンメイトにつきましては、養成講座は対面での研修とされておりまして、感染防止対策のため令和2年度から令和4年度まで開催できませんでした。この間、県内のキャラバンメイトは1,700人程度で推移をしてきておりました。本年度は講座が8月、9月に開催できましたので、本年9月末現在のキャラバンメイト数は累計で1,804人となっております。

（原油価格・物価高騰対策について）

名取委員

それでは、保健福祉部の関係で4項目質問します。

まず、説明資料、福7、原油価格・物価高騰対策についてです。

今年1月に実施した灯油の購入券配布事業は、全県で3,667枚を配布したとのことです。しかし、期間も僅か1週間の配布であったことも含め、原油価格高騰対策としては不十分であったのではないかと考えますが、認識を伺います。

小澤福祉保健総務課長 今年1月に実施いたしました灯油購入券配布事業につきましては、生活困窮者に対する寒波対策緊急支援事業として実施をいたしましたものでございます。本年1月23日に気象庁から10年に1度の強烈な寒波が24日から26日にかけて日本列島を襲うとの発表があり、生活に窮する方々が暖房器具の利用をちゅうちょし命を落とす事態とならないよう、寒波が去るまでの間の対策として実施したものであります。

急を要する支援であったにもかかわらず関係者の皆様の力強い御支援、御協力をいただきまして、当初想定していました2,000枚を大幅に上回る3,667枚の助成券を配布したところであり、懸念された事態が回避できたものと考えております。

名取委員

当初2,000枚を想定したとのことですが、この2,000枚についてどのように予算を算定したのか伺います。

小澤福祉保健総務課長 急を要するものでありましたので、令和4年12月に食料支援を行った際に生活に困窮する世帯がおおよそ2,000世帯であろうということで推計をして事業を実施いたしましたので、その数値を参考に積算をしたものでございます。

名取委員

必要としている人にしっかりと支援が届くように予算を確保するべきだったと思いますが、例えば住民税非課税世帯数を基に必要な予算を算出するとか、生活保護世帯数を基にするとか、そうした検討はされなかったのでしょうか。

小澤福祉保健総務課長 日本列島に10年に1度の強烈な寒波がという報道がなされたのが1月23日であり、そのときに緊急相談ダイヤルを設置いたしました。25日から31日の間という本当に即時に対応したので、このときにでき得る限りの支援をしたと考えております。

名取委員 寒波の対策ということを繰り返されておりますが、生活はその後も冬の間続くわけですから、やはり必要な予算についてもよく検討する必要があります。

次の質問です。原油価格や物価高騰対策を喫緊の課題として捉えて、県民の暮らしを支えるためには灯油購入券など即効性のある事業費をもっと拡大すべきであったと考えますが、答弁を求めます。

小澤福祉保健総務課長 県といたしましても原油価格や物価の高騰を喫緊の課題として捉えており、物価動向等を注視しながらスピード感のある様々な対策を講じてきたところでございます。

まず、昨年6月補正におきまして、市町村が物価高騰の影響を受ける生活困窮世帯等に支給する給付金への助成事業を創設し、約8万7,000世帯に13億1,800万円余りを交付いたしました。

また、12月補正におきましては、国の物価高騰対策の対象とならなかった世帯に3万円を支給する事業を創設し、本年9月まで期間を延長したところでございます。

さらに、12月補正の追加提案といたしまして、年末年始にかけ物価高騰の影響で食料の調達が困難な世帯の生活を守るため、民間団体が実施する食料支援への助成事業を創設し、1,904世帯5,772人に米や缶詰等の食料品を届けました。

加えまして、先ほど出ておりましたが、10年に1度の強烈な寒波への緊急対策といたしまして、生活に窮する方々の暖房の使用をちゅうちょすることがないように灯油の助成券を配布いたしました。

今後も引き続き、国の動向を注視しながら生活に困窮する方々に寄り添った支援を実施してまいりたいと思っております。

名取委員 全県の生活保護世帯数は約5,500世帯と聞いておりますから、それと比べても必要などころに十分届いていたのか検証が必要だと思えます。

(介護サービス継続支援について)

名取委員 次の項目に移ります。介護サービス継続支援についてです。

説明資料、福の7ページです。

介護サービス継続支援事業は、新型コロナのクラスター発生施設や施設内療養が求められた施設に対して人員を派遣する事業ですが、昨年度は派遣実績が、介護職員、看護師、医師を合わせて12施設とのことでした。一方で、昨年度のクラスター発生件数は368件と聞いておりますので、それと比べても実績はかなり少ない状況だったと思えます。そこで、この事業の効果をどう捉えているのか認識を伺います。

清野健康長寿推進課長 昨年度、高齢者施設等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合、管轄の保健所が全ての施設から聞き取りを行いまして、必要な物資や応援要員を確認した上で必要な場合には医師等の専門家チームを派遣して感染対策の指導に当たっておりました。その上で、施設の運営上、人員派遣の要請があった12の施設に対しまして本事業を活



用したものでございます。

また、高齢者施設に対しましては、感染症に対する研修会を実施し感染対策マニュアルの整備を促すとともに、管轄の保健所においても助言等を行ってきたところでありまして、ノウハウの蓄積や運営法人内部での応援体制により対応ができた施設もあったと聞いております。

なお、この事業を進めるに当たりましては、介護関係団体や地域の医師と協議の場を持ちまして応援職員や協力医として登録していただいております。感染症発生時の体制整備として効果があったものと考えております。

名取委員 答弁の後半にもありましたが、派遣する側もほかの医療機関や介護施設に協力を要請したと思います。そうした人材の確保という点でも課題があったかと思いますが、そこはどのように総括をされているのでしょうか。もう一度、伺います。

清野健康長寿推進課長 今も申し上げましたが、介護職員の相互派遣であるとか看護職員の派遣等々ございます。これにつきまして、例えば介護施設等のほうでは応援職員として約100名の方が登録をいただいているということ、また地域の医師の方、協力医として39人の方が登録をされてまして、今そういう体制ができているということでございます。

名取委員 ②番の質問です。この事業の支援内容や周知方法などに問題はなかったのでしょうか。伺います。

清野健康長寿推進課長 この事業によりまして、自分の施設のみでは対応できない事業所が介護職員や看護職員の派遣を受けることができ、入所者に必要な介護や医療的ケアを提供することができるようになるなど、必要な支援内容であったものと考えております。

また、繰り返しになりますが、高齢者施設等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、保健所が全ての施設から聞き取りを行いまして、必要な物資、応援要員を確認しており、その際、この事業についても個別に周知を行っております。

名取委員 クラスターの発生などを受けて、施設をその間、閉めざるを得なかったという事例も多かったと聞いていますので、さらに検証が必要かと思えます。

（特養ホームの待機者解消について）

名取委員 次の項目、成果説明書の104ページになりますが、特養ホームの待機者解消について伺います。

特養への入所待ちをしている方は約1,700人と聞いております。令和4年度のショートステイの特養転換が34床とのことでした。まず、この状況をどう捉えているか伺います。

清野健康長寿推進課長 県では、令和8年度末までに介護待機者ゼロ社会を実現することとしておりま

して、令和3年度から令和5年度までを計画期間といたします第8期の介護保険事業支援計画では、ショートステイの特養転換、有料老人ホーム等への特定施設入居者生活介護の指定、地域密着型特別養護老人ホームの整備によりまして、合わせて307床の整備を行う見込みでございます。

このうち、令和4年度におきましては、委員御指摘のショートステイの特養転換34床のほか、有料老人ホーム等の特定施設指定が60床、それから地域密着型特養29床の整備を行ったところでございまして、次期計画期間におきましても着実に整備を進めてまいりたいと考えております。

名取委員 特養の入所待ちが多い状況は、どんなことが要因になっていると考えているでしょうか。認識を伺います。

清野健康長寿推進課長 特養の入所率につきましては、昨年度平均が95%前後で、おおむね満床に近い状況で推移をしており、施設の供給が需要に追いついていないということが要因になっているものと考えております。このためにも、今後ともショートステイの特養転換等が計画どおり進むよう市町村との連携に努めてまいります。

名取委員 ③番です。ショートステイからの転換では課題解決にならないと考えます。解決のためには低所得者でも入所できるように広域型の特養ホームの整備や利用料の負担軽減などの充実が必要と考えますが、認識を伺います。

清野健康長寿推進課長 施設整備につきましては、市町村と連携いたしまして地域密着型特養の整備などにも取り組んでおります。また、近年、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増加しておりまして、多様な介護ニーズの受皿となっていることから、これらへの特定施設入居者生活介護の指定にも取り組んでまいります。

なお、低所得者の利用料の負担軽減につきましては、食費、居住費の負担限度額の設定や高額介護サービス費の支給など、利用者の所得段階に配慮した措置が講じられておりまして、また、特別養護老人ホーム等の利用に際しましては、社会福祉法人等による利用者負担の軽減も行われているところでございます。

名取委員 先日、新聞報道でもあったように特養の経営状況は厳しいと聞いております。特に地域密着型の特養では経営が大変でなかなか担い手が見つからないという話も聞きます。その意味では多床室の広域型の特養が有効と考えますが、そうした意見というのは検討されているでしょうか。伺います。

清野健康長寿推進課長 施設整備につきましては、繰り返しになってしまいますけれども、なるべく住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるようにということで地域密着特養の整備に取り組んでいると、また、既存の設備の活用という観点から有料老人ホーム等の特定施設の指定に取り組んでいます。

名取委員 多床室の広域型の特養についての見解が示されなかったので、その部分をもう一度答弁してください。

清野健康長寿推進課長 今、施設整備を進めている3つの方式の中で、広域型特養併設ショートの特養転換につきましては広域特養の増床という形になります。そちらのほうは既存の建物が利用できたりとか、既に配置されている介護職の方が活用できるという観点から進めているところがございます。広域型特養につきましては、そこで対応させていただいています。

名取委員 ④番です。待機者の解消には介護職員の確保、在宅介護の支援を担う看護小規模多機能事業所の拡大も求められると思いますが、令和4年度の取組状況はどうだったか伺います。

清野健康長寿推進課長 介護職員の確保につきましては、介護福祉士修学資金の貸付け、介護の魅力発信、介護助手や外国人介護人材の確保、介護ロボット、ICTの導入支援といった様々な施策を講じております。

また、在宅介護の支援を担う事業所につきましては、介護施設整備等事業費補助金等の交付によりまして、令和4年度小規模多機能型居住介護事業所1か所が新たに開設をしております。

なお、昨年度、補助金交付決定いたしまして繰越しを行ったものについて、本年度、看護小規模多機能型居住介護事業所1か所が新たに開設をしており、また小規模多機能型居住介護事業所1か所が開設することとなっております。

（オンライン診療の普及について）

名取委員 次の項目、成果説明書96ページのオンライン診療の普及について伺います。

まず、オンライン診療の普及事業について、令和4年度は新たに400機関の目標値に対して15医療機関で導入したとのことでした。この状況をどう捉えているか、認識を伺います。

若月医務課長 県では、コロナの感染動向やオンライン診療を取り巻く状況を踏まえまして、今後、オンライン診療の導入が急速に進むものと考えまして、コロナ禍で導入が想定される内科、呼吸器内科、小児科を標榜する医療機関を導入目標に設定いたしまして進めようとしたものでございます。結果としては、想定より導入が進まず15医療機関にとどまったと認識しております。

名取委員 ②番です。目標値の3.9%の到達という点で医療現場の実態を踏まえ、現場が求めていることは何かをつかむ体制や仕組みが重要ではなかったかと思いますが、認識を伺います。

若月医務課長 400医療機関という目標についてですが、まずは総合計画に目標を掲げた令和3年の夏頃、これは3度目の緊急事態宣言が発出されたり、初のまん延防止等重点措置が出たり、また県でも臨時特別協力要請を発出したり、コロナの第4波、第5波の真っただ中にありました。感染拡大に対する危機感というのが非常に高かった時期だと考えております。

また、その前年には医療機関での感染をおそれまして受診控えというものが大分増えていたということがありまして、感染拡大を防止しつつ医療機関への受診機会を確保する必要から施策化を進めたところでございます。

こうした中、医療機関にオンライン診療を導入しない理由の聞き取りを行いましたところ、1つ目に導入時のコストが負担である、また診療報酬が対面診療に比べて低い、また準備に手間がかかるといった意見をいただいたところでございます。このため、県でも導入経費、サポート経費を支援するというところで医療現場のニーズを反映したところでございます。

名取委員 ③番です。このオンライン診療の必要性そのものについても医療現場の意見をよく踏まえていくことが今後不可欠だと思いますが、認識を伺います。

若月医務課長 オンライン診療の必要性ということでございますが、オンライン診療自体は高齢化社会における県民の利便性の向上であったり、また医療格差の解消という点に関しても有効な仕組みであると考えております。

また、国におきましてもデジタル田園都市国家構想総合戦略であるとか、また先般、閣議決定をされました経済対策におきましてもオンライン診療を推進するとされているところでございまして、県としても引き続き普及促進を図っていきたいと考えております。

名取委員 先ほど、前段の質問の御答弁で、コストの面、また準備に手間がかかるということでちゅうちょされた医療機関が多かったという答弁がありましたが、そういう現状を変えていくためにも対策ということは今後必要だと思いますが、その認識を伺います。

若月医務課長 オンライン診療の導入がコロナ禍においてなかなか進まなかったということについて様々な要因があると考えております。1つはコロナ対策が、途中で重症度が低いオミクロン株に変わったということで、ホームケアで患者さんの見守りを集中的に行うような体制をつくったこと、また医療機関を受診しなくても感染者登録を行う仕組み、そうしたものが途中でできたこと、そうした対策の変更、いわゆる事業環境の変化というものがあっただろうと思っています。

また、医療機関側の要因とすると、先ほどの話に少しかぶる部分がありますが、コロナ患者を診る医療機関というものが十分に増えていかなかった、またコロナを診る医療機関であってもかかりつけ患者しか診ない医療機関についてはオンライン診療とか、そ

うしたものの必要性がなかなか御理解されなかったということや、対面診療でなければ診療ができないと考えているドクターがいたことがあります。また、国でコロナの初めのあたりで規制緩和をしたのですが、その際は電話診療での初診も認めておりまして、電話診療で事が済んだということや、先ほどの診療報酬上の評価が対面診療より低かったということもあろうかと思えます。

加えまして、利用者側の要因といたしまして、やはり高齢患者はスマートフォンなどの操作が非常に難しかったのではないかとといったこともあろうかと思えます。

いずれにいたしましても、こうしたコロナの間でなかなか進まなかったという理由につきましても、医療関係者等々に確認をしていきたいと考えております。

名取委員 今、指摘した3事業は、いずれも目標や現状に対して実績がかなり低かったわけで、その点では現場の現状とかみ合っていなかったと思えます。現場の声をよく酌み取って改善をしていただきたいと思えます。

（未知なる感染症に対する体制整備について）

志村委員 主要施策成果説明書87ページ、決算説明資料の感の3ページ、未知なる感染症に対する体制整備について伺います。

令和4年度は年明けからの第6波が6月まで続く中で、6月末から第7波が拡大し、主にオミクロン株B.A.5系統による感染が拡大しました。8月半ばの1日1,662人がピークで、病床使用率は8月11日に60%、宿泊療養施設も60.5%、日ごとの療養者数は最大で1万164人を記録しましたが、軽症や無症状の方も多く、6波の段階からスタートしたホームケア等を利用して自宅療養者が非常に多かったものと思われれます。

こうした中で、県は生活支援物資を自宅療養者にお送りしてきたということですが、まずは支援物資配送に係る実績について伺います。

大森感染症対策監 未知なる感染症に対する体制整備費345億478万2,000円のうち、ホームケア事業に関するものは73億7,821万7,000円でございます。このうち、ホームケア自宅療養者に対する生活支援物資配送等に要する総事業費につきましては13億23万9,000円でございます。

志村委員 生活支援物資の購入の総額も12億4,000万円を超えているということで、確認ですけれども、これは前年度に対象のケア生活支援物資として令和4年度にお願いをしていた事業者と同じ事業者さん、1セット2万1,914円で随意契約をしていますけれども、今回、令和4年度は1万5,000円台、あるいは1万3,000円台、1万2,000円台という形でしたが、中身について違いがあったのでしょうか。

大森感染症対策監 内容につきましては、その時々の内容によります。国で感染者に対するホームケアの自宅療養日が10日から7日になったとか、そういった日数の違いによって内容が変

わってくるということで違いが出てくるということでございます。

志村委員 次に、支援物資の発注における対応状況についてですけれども、具体的にどのように行われたのかというところを伺います。

大森感染症対策監 令和4年度における生活支援物資の購入につきましては、合計37回の契約をいたしまして、累計8万2,559個の物資を購入いたしました。

志村委員 これも一応確認ですけれども、受託事業者は、受注後、原則として1週間以内に納入するというようになっていましたけれども、物資の納入、また支援物資の療養者への配送というのは遅滞なく行われたのかどうか伺います。

大森感染症対策監 契約の中では遅滞なくということで記載をしているのですが、感染拡大時に一部で多少遅くなったということも聞いておりますので、これはまた今後の課題としたいと思っております。

志村委員 支援物資の調達におけるリスク管理という観点から伺いますが、感染症の発生や拡大の予測が難しいとしても複数の事業者からの支援物資の調達ということも検討されてもよかったのではないかと思います。この点について御見解を伺います。

大森感染症対策監 支援物資の調達の委託に当たりましては、まず複数の業者に打診したところ、今回委託した業者のみ対応可という状況でございました。また、委託契約を締結した業者につきましては、生活物資など幅広い物資を取り扱っておりまして、確実に業務が履行できると判断し支援物資の業務委託を締結したところでございます。

なお、急激な感染拡大局面を迎えましても物資を確実に確保できるよう、契約の中では調達物資につきましては同等品でも可とし、幅広く調達できるようリスク管理を行ったところでございます。

志村委員 8月の第7波の急速な拡大は本当に対応が難しかったと思いますし、大変な業務を担っていただく中で、療養されている方々の健康面ですとか日常生活支援をしていただくという面で体制整備に御尽力されたことについては本当に感謝をしています。

その上で、年間通して37回の発注を随意契約で行っていきまして、議会の議決に付する必要がある7,000万円をぎりぎり下回る限度額という結果になっていきますし、最短3日ごとに契約を行ったというようなこともありましたので、これは言わば異次元の対応だったと思います。議会の監視機能という立場からは本当に適切な方法だったのか疑問があるということも申し添えなければなりません。今後、同様な事態や業務がないことを願っていますけれども、しっかりと振り返りをさせていただきたいと思っています。

質疑 総務部、観光文化・スポーツ部関係

（財政運営について）

浅川委員

歳入歳出決算審査意見書4ページについて幾つか伺います。

令和4年度一般会計の決算額は、歳入歳出ともに3年連続で過去最大となっています。コロナ禍に加え、物価の高騰が続く中、必要な支援策はもちろん、本県の価値を高め、前進させる様々な施策が予算化され、実行に移されてきたと承知しております。

そこで、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けた令和4年度の財政状況は、どのようなものであったか伺います。

行村財政課長

令和4年度につきまして、まず歳出面でございますが、新型コロナウイルス感染症や物価高騰対策の経費が膨らみまして、過去最大の5,897億円余となっております。このうち、新型コロナウイルス感染症と物価高騰対策の関連経費は700億円を超えており、財政規模拡大の主な要因でございますが、どちらも国からの補助金や交付金を最大限活用して実施しておりまして、一般財源の負担は約52億円と財政状況に与える影響は限定的なものだったと考えております。

次に、歳入面でございますが、企業業績の好調を受けた法人関係税の増加などによる実質県税の増や新型コロナウイルス感染症対策のための国庫補助金の増などにより、6,098億円余とこちらも過去最大となっております。さらに、当初予算段階で予定しておりました100億円の基金取崩しにつきましては、実質県税の増や経費削減の努力によりまして、最終的には全額が回避できたものでございます。

浅川委員

国の補助金などを最大限活用するとともに、実質県税などが増加したことから、財政状況の悪化は回避されたことは分かりました。

次に、一般会計における令和4年度末の県債残高は、令和3年度から199億2,100万円余減少し、平成26年度以降、常に減少傾向にある点で評価するところであります。

一方、今後、激甚化、頻発化する自然災害への対応や公共施設の老朽化対策等の重要課題への取組が不可欠であります。多額の費用負担が伴うと考えられますが、どのような方針に基づいて県債の発行を管理していくのか伺います。

行村財政課長

県では、総合計画におきまして、県債残高などから後年度に地方交付税により措置される額を除きました実質的な県負担を伴う県債等残高の抑制を図ることを目標としています。このため、自然災害への対応や公共施設の老朽化対策につきましては、国が時限的に措置しております有利な交付税措置のある地方債を積極的に活用しながら着実に実施をしていくものです。

一方、通常の公共事業などは、重点化、効率化を図るとともに、交付税措置のない県債の発行は極力抑制をするという方針で管理をしています。この結果としまして、実質的な県負担を伴います県債等の残高は4,904億円と前年度から65億円減少するな

ど、財政健全化の取組を進めたところです。

引き続き、適切に県債の発行をコントロールすることで、必要な事業量を確保しつつ、県負担の抑制に努めてまいりたいと考えております。

浅川委員

今後も足元の財政状況だけではなく、将来世代への負担にも十分留意しながら取り組んでいただきたいと思います。

今年度は、物価高への対応や人口減少危機など、様々な課題が山積しております。執行部におかれましては、知事が掲げる豊かさをもれなく届けられるふるさとの実現に向けた施策に全力で取り組むことと併せ、財政運営のさらなる健全化に努めることを期待したいと思います。

（障害者のスポーツ活動・文化芸術活動等の充実について）

石原委員

主要施策成果説明書63ページの障害者のスポーツ活動、文化芸術活動等の充実についてです。

文科省のスポーツ基本計画の中で、障害者をはじめ配慮が必要な様々な人々がスポーツを通じて社会参画をすることができるよう、社会全体で積極的に環境を整備することにより、人々の意識が変わり、共生社会が実現されることを目指すとあります。

そこで、幾つか御質問いたします。

まず、障害者のスポーツ、芸術文化活動の推進とありますが、パラスポーツコーディネーターの配置2名や、スポーツ用車椅子の整備3台という実績についてどのように考えているのか伺います。

岡田スポーツ振興課長

パラスポーツコーディネーター2名の配置によりまして、福祉、教育、競技団体等からなるパラスポーツ推進プロジェクトの実行委員会を設置いたしました。これにより課題を共有するとともに、相談窓口の設置、各種イベント・講演会の実施など、パラスポーツの普及に向け一定の成果があったと考えております。

また、スポーツ用車椅子3台の整備につきましても、それを貸し出すことによって利用者から好評をいただいております。パラスポーツを行いやすい環境づくりにつながったと考えております。

石原委員

利用者の方から大変喜ばれているということで、安心しているところでございます。

次に、やまなしパラスポーツセンター（仮称）の進捗につきまして、青少年センターの体育館改修に係る実施設計の具体的な内容についてお伺いいたします。

岡田スポーツ振興課長

設計の主な内容につきましては、障害を持つ方が利用しやすい施設となるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、自動ドアやスロープ、点字ブロックの設置、また多目的トイレの配置や車椅子の方が利用可能なロッカー室、シャワー室などを設置するものであります。これに加えまして、施設の老朽化対策として外壁改修、屋上の防水などがあります。



石原委員 次の質問ですが、障害者のスポーツ活動等の充実について、令和4年度の実績を踏まえ、今後の見通しについて伺います。

岡田スポーツ振興課長 これまで、パラスポーツセンターの設計や地域拠点として特別支援学校の指定、関係者の連携の場を設置するなど、ハード面、枠組みの整備としては進捗があったと考えております。

また、ソフト面では、県が主体となり各種イベントなどを実施し、一定程度の成果が図られたと認識しておりますが、今後はより身近な地域でパラスポーツが行える環境を一層整備するため、市町村と連携した取組をさらに進めていきたいと考えております。

石原委員 障害者が健常者と同様にスポーツに親しむ環境づくりが必要だと思っています。今後も環境整備を進めていただきたいと思います。

（公有財産について）

中村委員 歳入歳出決算審査意見書の63ページにあります公有財産についてです。

これにつきまして、私が地域を回る中で、県の施設が活用されていない箇所を見受けました。一番目立つところでいきますと、甲府市にあります遊亀公園前の旧保健所、中北保健所の施設です。県でも今後の活用方法等を考えているかと思いますが、総務部所管の公有財産未利用地が25件、6万1,050平米あるという状況の中で、未利用地の活用の考え方について伺います。

三井資産活用課長 県では、県有未利用地売却要綱を定めておまして、将来にわたって利用目的のない財産につきましては、厳しい財政状況に対処するという観点に立ちまして、維持管理費の負担軽減と財産収入の確保を図るため、積極的に売却を進めています。売却に当たりましては、国や地元の市町村に公共目的で利用する希望があるか確認をした上で、利用希望がない場合には、原則として一般競争入札で民間への売却を実施しています。

なお、貸付けを行うことが優位性のある場合や、売却が困難な場合、また売却処分までの暫定的な活用を図る場合につきましては、公共的団体や民間に対しまして貸付けを行いまして、有効活用を図るとともに維持管理費の節減に努めているところでございます。

中村委員 次に、こういった施設のある中で、令和4年度の活用実績についてどのような状況か伺います。

三井資産活用課長 令和4年度は、延べ4件の未利用地につきまして、3回にわたりまして一般競争入札を実施したところでございます。そのうち応札のありました1件、旧韮崎県職員宿舍跡地を民間企業に売却しています。

また、面積が狭く単独での利用が難しい土地につきましては、隣接した土地を所有す

の方と協議を行っておりまして、昨年度は4件の土地を売却することができました。

昨年度までに売却に至らなかった土地につきましては、売却を行うまでの暫定活用策として、管理・処分に支障のない範囲内で一時的な貸付けを行うこととしてございます。

なお、ホームページ等でも周知を図っておりまして、昨年度は10件の貸付けを行ったところでございます。

中村委員

今の話の中でも、民間への貸出しというなお話もありましたけれども、施設が老朽化も懸念されますので、貸付けというのは非常に難しいところも出てくるかと思えますけれども、いろんな面で効率的、効果的な利活用ができるようにぜひお願いして、私からの質問を終わります。

（人気アニメを活用した広域周遊イベントの実施について）

人気アニメを活用した広域周遊イベントの実施についてであります。資料につきましては、主要施策成果説明書の10ページ等になります。

私の住む笛吹市は、石和温泉を中心に観光が非常に進んでいる地域であります。本県の観光施策として、パンフレットや動画の撮影や、各種イベントの開催で非常に盛り上げていただいております。多くの施策を進める中で、アニメの活用というところが非常にいい事業だと感じておりますが、現在のこの事業についての具体的な内容と実績について伺います。

丸山観光資源課長 この事業につきましては、中部横断自動車道の山梨静岡間の全線開通をきっかけに、山梨県と静岡県が連携をし、両県が舞台であります人気アニメ「ゆるキャン△」とタイアップした広域的な周遊、地域内消費を促進する取組を実施したものでございます。

具体的には、JR東海と連携したゆるキャン△列車の運行と連動し、身延線沿線に設定をいたしました10か所のスポットを巡り、専用の冊子を用いまして謎解きを進める謎解きイベントを実施したものでございます。加えて、NEXCO中日本が実施いたします広域的なスタンプラリー企画に対しまして、県産品100セットの提供を行いました。

実績につきましては、期間は令和4年7月4日から8月の31日になりますが、ゆるキャン△列車が計59日間運行されました。また、謎解きイベントにつきましては、9,696人の参加がありました。

なお、想定を超える参加者でありましたので、急遽専用冊子の増冊を、合計1万冊行ったところでございます。

また、NEXCO中日本が実施いたしましたスタンプラリーでは、5,092人が参加されまして、そのうち808人がコンプリートされたと報告を受けています。

中村委員

非常に好評だったと今お聞きして感じました。どうしても一過性が出てしまうというところが非常に懸念される中で、このイベントを機にしまして、地域の取組はどのような状況だったのか、今後の引継ぎができてきているのかということについて伺います。

丸山観光資源課長 本事業の開催中に行われたイベントといたしましては、まず身延町が行った事業といたしまして、昨年7月に、上映されました映画「ゆるキャン△」と連動いたしまして、道の駅しもべに整備を進めていたオートキャンプ場ゆるキャン△の里がオープンをしたしまして、7月16日にアニメの声優を招いたオープニングセレモニーが行われたところでございます。

また、「ゆるキャン△」のモデル地である旧下部小・中学校の校庭を活用したキャンプイベント等を開催しております、地元住民で組織をし、2018年から活動しております五条ヶ丘活性化推進協議会が7月17日に校庭キャンプのイベントを開催したところでございます。

このほか、身延町、富士川町が9月から5か月間、早川町が10月から6か月間、それぞれに「ゆるキャン△」とのコラボキャンペーンを実施しています。

中村委員 非常に地域との連携も図れているということで、今後期待できるかと思えます。また、今後もこういった斬新な事業を積極的に企画運営していただきまして、コロナ禍以前のにぎわいが戻るよう、官民一体となって取り組んでいただけるようお願いしまして、私からの質問を終わります。

（個人県民税 延滞金の徴収について）

長澤委員 説明資料、総5ページ、個人県民税延滞金について質問いたします。

個人県民税は、県の主要税目の一つであります。県税の収入未済額6億9,154万2,554円のうち、個人県民税の収入未済額が全体の約73%を占めています。個人県民税は、個人市町村民税と併せて市町村が課税徴収していることは承知しておりますが、本来の税額はもちろんのこと、期限内に納めている方との公平性や自主財源の確保という観点からも延滞金の確実な徴収は非常に重要であると考えます。

そこで、個人県民税の延滞金の徴収について伺います。

まず、1つ目の質問です。個人県民税の延滞金の徴収に関わる収入未済額の縮減に向けて、県として市町村とどのような連携を図っているのか伺います。

奈良税務課長 県では、平成19年の所得税から個人住民税の税源移譲を機に、平成20年4月に県と市町村が共同で設置いたしました山梨県地方税滞納整理機構を通じまして、市町村との連携を図っております。委員のおっしゃるとおり、納期限内に納めてくださる方との公平性の確保の観点などから、延滞金の徴収は非常に重要でございます。個人県民税におきましては、本税、延滞金にかかわらず、地方税法に基づき市町村から徴収権の引継ぎを受けて県が直接徴収いたします徴収引継ぎや、市町村から県に徴収を依頼する徴収嘱託、さらに総合県税事務所長と市町村の連名で納税催告を行う共同文書催告など、収入未済額の縮減に向けて様々な取組を行っているところでございます。

長澤委員 市町村との連携の取組については承知いたしましたが、市町村自体の徴収力を高めて

いく必要があると考えます。特に、町村レベルでは徴収を担当する職員が不足していて、徴収ノウハウの継承が課題であると聞いています。

そこで、2つ目の質問ですけれども、市町村の徴収職員の育成に関し、県ではどのような取組を行っているのか伺います。

奈良税務課長 県においては、市町村における徴収職員の育成を課題として取り上げておりまして、先ほど申し上げました機構におきまして、総合県税事務所職員の市町村への常駐派遣や随時派遣、一方、反対に総合県税事務所への市町村職員の派遣受入れや滞納整理の研修の充実などにより、延滞金の徴収の徹底を含め、市町村職員の徴収スキルの向上に向けた取組を行っているところでございます。

（教育旅行の県内誘致について）

長澤委員 続けて、主要施策成果説明書12ページの教育旅行の県内誘致について幾つか伺います。

教育旅行いわゆる修学旅行の誘致ですけれども、これは私も非常に力を入れている政策の一つで、峡南地域は非常に歴史や文化の豊富な地域で、学ぶところは大変多く点在しておりますので、そんな思いを踏まえまして質問させていただきます。

まず、1つ目の質問です。教育旅行の県内誘致4万3,241人の誘致先を教えてください。

矢野観光振興課長 令和4年度の教育旅行の主な訪問先につきまして、中北地域におきましては県立科学館、あるいは農業体験、峡東地域ではフルーツ狩り、峡南地域では西嶋和紙の里、富士北麓・東部地域におきましては山梨リニア見学センター、県立富士山世界遺産センター及び青木ヶ原樹海ネイチャーガイドなどとなっております。

長澤委員 峡南地域は西嶋和紙の里ということでしたが、まだまだいろいろありますので、ぜひこれからもいろいろ誘致していただきたいと思います。2番目の質問ですが、教育旅行のパンフレットの活用策を伺います。

矢野観光振興課長 教育旅行のパンフレット、16ページのガイドブックを500部作成いたしました。このガイドブックを、教育旅行を取り扱う県内外の約200の旅行事業者に配布するとともに、本県への教育旅行が期待されます東京都の区市町村立小中学校等を所管する東京都教育委員会などに重点的に配布いたしました。また、やまなし観光推進機構を通じまして、県外の教育旅行事業者が参加する商談会でも活用したところでございます。

さらに、ウェブサイトでも紹介しておりまして、令和4年度のアクセス数は約1万3,000件となっております。パンフレットと併せまして教育旅行の誘致に活用しております。

長澤委員 それでは、3つ目の質問に入ります。教育旅行のこの峡南地域への誘致についての策

を伺います。

矢野観光振興課長 公益財団法人日本修学旅行協会の調査によりますと、中学校の重点旅行先として歴史学習やものづくり体験、寺社などやスポーツ体験が上位にあることから、西嶋和紙の里や湯之奥金山博物館、久遠寺、富士川ラフティングをモデルコースに組み込むなどして、パンフレットやウェブサイトにより紹介しているところでございます。

今後も峡南地域を含めまして、各地域におけます教育旅行の誘致を目指す地元事業者の皆様に対しまして、教育旅行をテーマとする山梨県観光説明会商談会への参画を促してまいりたいと考えております。

長澤委員 峡南地域は、富士川舟運、甲州和紙、神明の花火、身延山の宿坊、まだまだ歴史や文化の豊富な地域がありますので、ぜひ教育旅行の峡南誘致に力を入れていただくことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

（一般会計全般について）

寺田委員 それでは、一般会計全般についてということで、大枠の観点から質問させていただきます。

まず、歳入における予算現額合計7,300億円余りに対し、調定額合計6,157億円余になっております。その主な要因についてどのように捉えているかお伺いいたします。

望月出納局次長（会計課長事務取扱） 令和4年度の一般会計歳入決算において、予算現額と調定額との差は1,142億円余であり、その主なものにつきましては、款別の歳入科目で見ますと、国庫支出金で643億円余、県債で340億円余、諸収入で131億円余などとなっております。その主な要因は、公共事業の繰越しにより県債で差が生じたもののほか、コロナ対策の関連事業に伴う歳出が予算に対し減少した結果、国庫支出金や諸収入で差が生じたものでございます。

寺田委員 続いて、歳出について伺いたいと思います。

歳出において、予算現額合計が7,300億円余に対し、執行率が80.8%となっておりますが、そのうち、翌年度繰越額702億円余及び不用額700億円余となっております。これについて主な要因をどのように捉えているかお伺いいたします。

望月出納局次長（会計課長事務取扱） まず、翌年度繰越額のうち主なものは、土木費で412億円余、農林水産業費で139億円余であります。また、翌年度繰越額のうち、97%に当たる680億円余が繰越明許費、3%に当たる21億円余が事故繰越となっております。これは国土強靱化対策等の各事業における適正工期の確保が主な繰越理由でございます。

次に、不用額のうち主なものは、衛生費で324億円余、商工費で226億円余であり、その主な要因としましては、コロナ対策や貸付金など、不足が生じることのないよ

う計上した予算において必要な事業を行った結果、不用額が生じたものでございます。

寺田委員 ただいま、歳入歳出についてお伺いいたしました。今の2問についてのお答えからすると、コロナも含めて、大分国の影響が大きいのかなと感じたところであります。

そういった中で、原則としての予算単年度主義と昨今、国でやっている16か月予算の運用について、どのように捉え、本県としてどのように対応してきたのかお伺いしたいと思います。

行村財政課長 御指摘のとおり、国及び地方公共団体の予算につきましては、憲法第86条及び地方自治法第211条第1項に基づきまして、いわゆる予算単年度主義を採用している一方、近年国は補正予算と翌年度の当初予算を一体として編成する財政運営を行っているところでございます。

こうした状況につきましては、年度途中から当該年度をまたいで中長期的に切れ目なく経済対策や感染症対策に係る予算を執行するため、予算単年度主義の原則に対する例外として認められております繰越しや債務負担行為を活用しているものと考えております。

県におきましても、この国の補正予算の趣旨に鑑みまして、主に2月議会になりますが、国の補正予算に関連した事業予算を計上しているところでございます。これらの国の補正予算関連の事業の執行に当たりましては、事業効果を早急に発現させるために、迅速かつ着実な執行に努めているところでございます。

寺田委員 国の16か月予算に合わせて、近年では県も対応していると。その影響が、先ほど御説明していただいた歳入歳出にも影響されているところだと思います。

そういった中で、先ほどお伺いした不用額について、全て国の影響というわけではないので、もう少し伺わせていただきますが、この不用額の中で、節約、効率化による不用額と、見込みや想定の違いによる不用額では、やはり意味が違ってくると考えておりますが、その辺の精査について、県ではどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

行村財政課長 まず、予算編成に当たりましては、最小の県負担で最大の効果を上げられるよう、可能な限り適切な予算の見積りに努めているところでございます。中には、社会保障関係費のように、不足が生じることがあってはならない経費については、精緻に推計を行いつつも、余裕を持たせて予算額を計上している事業もあるところでございます。ただし、こうした事業につきましても、執行段階で予算額と実績が乖離し、不用が見込まれる場合には、経費節減や入札差金による執行残などとともに、例年2月議会で減額補正を行っております。それでもなお、貸付金や感染症対策といった不測の財政支出に備え、年度末まで予算額を十分に確保しておくことが必要な事業では、結果的に多額の不用額が生じるということもございます。一般的に、支出が減少すれば、その財源として予定していた補助金が交付されなかったり、県債の発行、あるいは基金の取崩しをやめたりと

いった対応が出てくるため、不用額がそのまま別の予算に活用できるというわけではないところでございます。

今後も委員の御指摘のとおり、予算編成時の可能な限りの確な見積りに努めますとともに、各事業の執行状況を十分に精査することを全庁挙げて取り組んでまいりたいと考えています。

寺田委員

可能な限りしっかり精査する中で、どこまで余裕を持つのかという、大変難しいところだと思います。

ここで、ちょっと角度を変えまして、経常収支比率についてお伺いしたいと思います。令和4年度経常収支比率については89.4%ということで、前年度に比べて増えていると、硬直化が進んでいると言えるかもしれませんが、それについてどのように捉えているかお伺いいたします。

行村財政課長

先ほど御指摘の経常収支比率につきましては、地方税、地方交付税などの経常的な収入が人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費にどの程度充てられているかを示すもので、財政構造の弾力性を示す指標になりまして、経常的経費を経常一般財源で除したものに100を乗じたものとなっています。

御指摘のとおり、令和4年度の経常収支比率は、前年度から4.9ポイント上昇しています。これにつきましては、実質交付税が大幅に減少したことが主な要因になっています。実質県税と実質交付税は、通常でございますと一方の増が他方の減を生みますが、令和3年度は特殊な状況として共に増加したため、この特殊事情の反動により上昇したものでして、これは全国的な動きでございます。一方、引き続き80%台を維持しているということで、全国的に悪い数字でもございません。

今後は、社会保障関係費の増加が見込まれることや経常一般財源の伸びが期待できないことから、再び90%台で推移していくという見込みではございますが、財政運営上、早急に大きな問題が生じるものとは考えてございません。経常収支比率が高い水準にあるということは、全国的な傾向でございますので、全国知事会等を通じまして、地方税財源の充実を国に強く働きかけているところでございます。

本県といたしましても、自主財源の確保や実質的県負担を伴う県債の抑制などの義務的経費の削減に取り組みまして、財政の弾力性を確保してまいりたいと考えてございます。

寺田委員

御説明によると、特に令和3年度が特殊な事情もあり、それは全国的なところだということで、少し安心したところであります。ただ、今御説明があったとおり、今後は90%前後で推移する可能性があるということで、ぜひ国に働きかけつつも、県自身で弾力性に努めていただければと思っております。

そういった中で、これまで御説明いただいたとおり、国や社会的事情でいろいろな大きな要因があると、そういうことはしっかり理解いたしました。ただ、この厳しい財政状況の中で、予算現額と2割近い違いが出る執行状況におきまして、我々議会としては、

その責務として予算審査をしっかりとしているわけですが、その結果、決算では2割近くが変更されているというのは、やはり大変気になるところであります。もちろん事情は十分承知はしておりますけれども、今後どのように適正さを担保し、そして健全な財政運営を行っていくのか、将来的展望も含めてお答えいただければと思います。よろしくをお願いします。

行村財政課長 予算現額と歳出決算額の差は、先ほど出納局からの答弁もありましたとおり、次年度への繰越額と不用額により生じているものでございます。繰越額は国の経済対策の規模や時期に左右されること、貸付金、感染症対策など、年度末まで予算額を十分に確保しておく事業もあり、また状況の変化が著しい今日、予算現額と決算額に乖離が生じるということには、一部やむを得ない側面があるということも御理解いただければと思っております。

また、可能な限り精緻な見積りの必要性があるということも委員御指摘のとおりでございますが、一方で必要な事業につきましては、予算現額と決算額の乖離に関係なく積極的に計上してまいりたいと考えている所存でございます。

また、実質県税の増に加えまして、経費の節減努力や不用額の発生などによりまして、当初予算編成段階で毎年多額の財政負担が生じる厳しい状況にあっても、令和4年度に実施する予定だった100億円の基金取崩しは全額回避したところでございます。

今後も歳出の効率化、重点化を図りながら、健全で持続可能な財政運営を確保していくことは当然でございますが、事業内容及び見積りを可能な限り精査した予算編成、また適切な執行計画に基づく事業の実施に可能な限り努めてまいりたいと考えています。

寺田委員 しっかり必要に応じて国に要望していただくとともに、また予算の段階でこういう状況だということを我々議員にもしっかりと説明していただきたい。そういうことを含めて、今、乖離に関しましては御説明いただき、しっかり予算をつけていくとおっしゃっておりましたけれども、必要とされる予算はしっかり事業実施ができるように適切に運用していただく、そういったことを御期待申し上げて質問を終わりたいと思います。

（観光DXの推進について）

望月（大）委員 観光DXの推進については、令和4年度、AIチャットボットも活用しながら観光の推進に臨まれたということで承知をいたしております。約180万円の予算を計上して、この活用推進について進めてこられました。AIチャットボットについては、利用者側、そして受け手である窓口の効率化も含めて非常に有効的な手段であると考えております。

まず初めに、AIチャットボットのアクセス数は2万6,014件とありますが、どのような質問が多かったのか、具体的な利用の状況についてお伺いしたいと思います。

矢野観光振興課長 令和4年度のAIチャットボットのアクセス数は2万6,014人でございますけれども、実際の間合せ人数は1万799人、延べ間合せ件数は2万8,846件でございました。また、間合せ内容につきましては、温泉や「ゆるキャン△」の観光スポット



といった観光地関連の質問が全体の42.2%と最も多く、それ以外には、グルメ関連が13.7%、施設関連が12.6%、アクティビティ関連が9.7%、イベント関連が5.3%などの質問があったところでございます。

望月（大）委員 情報化社会でありますので、基本的に情報を得て観光に行かれるということがほとんどだと思いますし、そこでほぼほぼ評価が決まってくると思われま。ぜひ力を入れて今後進めていただき、その想定回答数というものも増やしていきながら、質問に伴った確かな回答ができるようお願いしたいと思います。

AIチャットボットは、観光客の利便性の向上が目的にあると思いますが、実際にどのような利便性の向上がここで図られたのかお伺いしたいと思います。

矢野観光振興課長 AIチャットボットは、24時間の問合せに対応しておりまして、平日の午後6時から翌朝8時のアクセス数が37.4%と約4割を占めまして、勤務時間に関わりなく対応したものでございます。加えて、日本語以外にも英語、中国語、韓国語、ベトナム語やアラビア語など、全11の言語に対応しておりまして、日本語以外の利用が1,727件ございました。こうした勤務時間外、あるいは多言語対応によりまして、利用者の利便性の向上に寄与、貢献したものと考えております。

望月（大）委員 私が理解している中で、言語も8言語までやっていたということを理解しておりまして、11言語まで増やしているということも大変ありがたいことであると思。インバウンドは、これからコロナ禍明けでますます戻ってくると思。そういう方々にもぜひ利用ができる、そして受け手である業務課の多忙もここで改善ができると思。ですので、よりAIチャットボットの利活用を今後も進めていただきますようによろしくお。願。い。いた。し。ま。す。

（ふるさと納税の推進について）

土橋委員 ふるさと納税について何点かお伺いいたします。

ふるさと納税は、全国の自治体が自主財源を確保するため、地域資源を活用した返礼品の提供など、創意工夫を凝らして取り組んでいるところであり、本県においても推進本部を設置して、全庁一丸となって取組を行ったと承知しております。

そこで、ふるさと納税の推進について何点か伺います。

まず、令和4年度の寄附金の実績について、令和3年度と比べてどうだったのか。また、どのような返礼品が多く選ばれたのか質問させていただきます。

三井資産活用課長 一昨年度、令和3年度の寄附金額は8億8,213万円で、全国47都道府県のうち、金額の順位としましては4番目でしたが、昨年、令和4年度の寄附金額は6億6,309万6,000円でしたので、金額としまして2億1,903万4,000円減少しております。全国順位としましては、5番目という結果になっています。多く選ばれた返礼品としましては、寄附金のベースでござ。い。ま。す。が、シャ。イ。ン。マ。ス。カ。ット

が約2億5,000万円、ウイスキーが約2億3,000万円、ワインや日本酒などウイスキー以外のお酒が約5,600万円、またジュエリーが約3,600万円となっています。

土橋委員 令和4年度のふるさと納税の寄附金額は減少していますが、どのような要因によるものと考えますか。

三井資産活用課長 令和4年11月に、県におけるふるさと納税の取扱方針を定めまして、市町村との連携、調整を図る観点から、県が返礼品として取り扱う農畜水産物につきましては、県ブランドの「おいしい未来へ やまなし」のロゴマークを使用した物に限定しまして、さらに桃とブドウにつきましては、特秀といった高品質の物のみを取り扱うことにいたしました。このために、寄附金額の中で大きな割合を占めていたシャインマスカットの取扱いが令和4年度の途中からできなくなりましたので、減少したと考えています。

土橋委員 寄附受入額の増加を図るだけでなく、地域の活性化や人々の交流へとつなげるような取組が必要と考えますが、どのように考えておりますか。

三井資産活用課長 委員御指摘のとおり、ふるさと納税は本県の魅力の発信、地域産業の活性化、本県来訪の動機づけにつながるものと考えています。令和4年度は、庁内の若手職員で構成されるワーキンググループを設置しまして、県オリジナルの体験型返礼品の開発にも取り組んでまいりました。

具体的には、信玄公祭りの重臣役での参加体験や、東京ガールズコレクションの座席チケットを返礼品として開発したことで、本県への来訪者増加に結びつけることができました。

今後も引き続き、交流人口の増加につながるような返礼品の提供に努めてまいりたいと考えております。

土橋委員 確かに、県が市町の試行錯誤をしながら頑張っているところと、競争をしながら奪い合うということはなかなか難しいと思います。今後もこれはうちの町の特産品だからぜひ抜いてくれとか、いろんな問題が出てくると、確かに県とすれば、ふるさと納税が減っていく可能性は十分にあると思います。せっかく推進本部をつくって、全庁一丸となって取り組んでいるわけですから、新たな方法、今言うガールズコレクションのチケットだとか、信玄公祭り、そういうところを、本当に市町をまたいで、山梨県として魅力の発信をしていくことはすごく大事だと思います。

それと、もう一つは、企業版ふるさと納税、返礼品に関わらない企業版ふるさと納税みたいなところをもう少しお願いをして増やしていく、そういうこともすごく大事なことです。ただ、企業版ふるさと納税をこれに使ってくれということになると、もらったはいけど、後で金がかかってえらい目に遭っちゃったなということもありますから、自由に県が使えるふるさと納税として企業から頂くことはすごく大事なことです。

それだと返礼品関係なく頂くことができる、そういうところにも視点をしっかり上げていただいて。

実は、一昨日、土木森林環境委員会で下部、身延町の中学校の新築現場に行って、町長さんからいろんな説明を受けてきたわけですけど、身延町の出身の関西の企業の初代会長さんから、自分の出身だからといって1,500万円くらい頂いたという話を聞きました。学校ができるからこれだとか、頂いたとかは素晴らしい話だと思います。山梨県には県外に出て活躍しているオーナーなどもいっぱいいますから、ぜひ工夫を凝らして、市町を相手に金額を上げる方法ではなく、新たなふるさと納税を頂けるような計画もしっかり立てていただいて、せっかくのルールですから、頑張ってやっていただきたいと思います。推進本部を中心に一丸となって活躍することをお願いをして、質問を終わらせていただきます。

（峡南地域の観光振興について）

笠井委員

主要施策成果説明書の10ページ、峡南地域の観光振興についてお尋ねをいたします。令和4年度は、峡南ネクスト共創会議がスタートし、峡南5町と県とが、広く地域課題の解決と将来に向けた活性化のために連携を深めるステージができたかと理解しております。中でも、観光振興は各町が連携して、広域的な視点で取り組むべき喫緊の課題であります。このため、県は峡南5町と共に、峡南地域の観光振興の羅針盤となる戦略を策定するとともに、戦略の策定に先行して周辺周遊観光を促すためのシェアサイクル事業の導入に着手するなど、大変なスピード感を持って取り組んでいただきました。

そこで、このシェアサイクルの整備に至った経緯と事業実績について伺います。

丸山観光資源課長 この事業につきましては、峡南ネクスト共創会議の議論を受けまして、峡南5町と連携し、峡南地域全体に点在いたします観光資源をめぐる周遊観光を促進するため、長年地域の課題となっておりました二次交通の脆弱性を解決する一つの手段として、シェアサイクルを整備したところでございます。

整備に当たりましては、電車や車で訪れた方が目的地までの移動手段として利用してもらうため、各町の意向を受け、身延線の主要駅周辺や道の駅など10か所にシェアステーションを設置いたしました。

自転車につきましては、移動距離や坂が多い地形等を考慮し、走行性能の高いeバイクと電動アシスト自転車、合計50台を各シェアステーションに5台程度ずつ整備を行いまして、令和5年3月22日から運用を開始したところでございます。さらに、利用者の利便性を高めるため、eバイク等のレンタル自転車につきましては、域内のシェアステーションであればどこでも返却を可能にするるとともに、スマホアプリでの管理によりまして24時間対応の運用を行っています。

利用実績につきましては、運用開始が年度末の3月22日であったことから、年度内の利用につきましては2台となっているところでございます。

なお、参考までに9月末時点までの利用状況につきましては、594台の利用実績がございます。

笠井委員 ちょうど事業開始の時期に、ヘルメットの着用義務ですとか、いろいろな状況も変わった部分、年度末スタートということで大変だった部分もあったかと思いますが、9月までに600台近くの利用があるということで、この稼働率ですとか利用者の御意見もぜひ踏まえていただいて、事業の最適化を望みます。

また、先ほど中村委員の御質問にあった人気アニメとのコラボですとか、長澤委員の御質問にあった歴史ある地域資源や文化資産を生かした峡南ファンの誘致が今地域を支えつつありますし、意欲ある若い人たちの活動の励みになっています。ですので、ぜひ継続的な観光振興の取組と、また様々な切り口からの交流人口増大につながる施策に期待をしております。終わります。

（観光産業の生産性向上等の推進について）

大久保委員 山梨県は観光立県ということですが、コロナ前の水準に戻っていない中で、人手不足、原材料高騰、またコロナ融資の返済ということで、我々、笛吹市、石和温泉、県下屈指の収容キャバを有する地域も経営存続の危機という言葉が聞かれるほど、本当に皆さん大変な状況の中で事業をしていかなければいけない。まさに「稼ぐ力」、「働く魅力」、これがキーワードでありますし、なかんずく、これからはDMOなどが、これは観光地経営という文言でございますが、こういった部分を基に推進をしていく必要があるという中で、観光産業の生産性向上等の推進について幾つかお伺いします。

まず、DMOによる観光生産性向上講座、これを延べ23回開催しておりますが、講座の具体的な内容についてお伺いいたします。

矢野観光振興課長 DMOによりますマーケティング・マネジメントの支援の一環といたしまして、ホテルや旅館など観光事業者の生産性の向上を図るため、観光デジタルマーケティングセミナーやインバウンド集客のための最新情報セミナーなど、全8講座、23回の講座を開催いたしております。

大久保委員 続きまして、DMOによる専門家派遣事業が17件実施されているとうたわれておりますけれども、派遣先の具体的地域と内容について、詳しく御説明をお願いいたします。

矢野観光振興課長 まず、派遣先につきましては、中北地域4社、峡東地域3社、富士五湖地域10社、計17事業者に派遣をしています。

具体的内容につきましては、観光施設の活用による収益アップ、商品のブランド化やパッケージの助言、SNSやウェブサイトの解析、運用コンサルティングなどございます。

大久保委員 今の具体的な内容説明がございましたが、観光生産性向上講座を受講した事業者や、専門家派遣を受けた事業者において、その後どのように具体的に一步前進して、また生産性向上に取り組んだのか。取組、そして成果についてお答えをお願いしたいと思いま

す。

矢野観光振興課長 観光生産性向上講座につきましては、「写真撮影講座においてプロのカメラマンから直接指導を受けたことなどにより、SNSによる魅力的な情報発信ができた」といった意見ですとか、「県観光デジタルマーケティングセミナーやインバウンド集客の最新情報講座を受講することで、インバウンド向けのダイナミックプライシングを視野に入れた専門家派遣の相談を受けるきっかけとなった」などの意見がありまして、専門家派遣事業への導入、意識啓発にもつながっていることを確認しています。

また、専門家派遣につきましては、販路開拓支援としまして、InstagramなどのSNSの閲覧者数の平均700の閲覧者数が、最大約8,000まで上昇するなど、大きな改善が図られた事例、あるいは、スマートフォン対応のインバウンド用英語版レンタカー予約システムの導入支援を行い、問合せ対応等の事務負担軽減が図られた事例などの取組や成果がございました。

大久保委員 いろいろと取り組まれて、一步一步前進しているという気がいたします。これから観光業が非常に厳しい状況ですし、また例えば峡東ですと温泉、ワイン、果実、日本一、世界一の大地の恵みがございます。ぜひ地域広域DMOをはじめとして、共通した地域の特徴を生かした観光施策のさらなる推進を熱望して質問を終わらせていただきます。

（山中湖畔県有地の賃貸借契約をめぐる控訴について）

名取委員 まず、説明資料、総の7、県有地の賃貸借契約をめぐる控訴費用について伺います。山中湖畔県有地の賃貸借契約をめぐる県と富士急行の控訴審判決は、一審同様、県の全面敗訴となりました。昨年12月に県が控訴した際にも、県民からは「勝てる見込みがないのに、また税金を無駄にするだけだ」という厳しい声が聞かれました。控訴は無駄ではなかったかと考えますが、認識を伺います。

岩間行政経営管理課長 確かに、控訴は棄却されましたが、その内容は、第一審に比べ県の主張を大幅に受け入れるものでありました。特に、土地の造成による本件各不動産自体の価値の増加については、最終的にはこの価値の増加分は本件各不動産の所有者である控訴人に帰属すべきものと判示されたことにより、今後の適正な賃料改定への基盤が形成できたことなど、成果があったと承知しております。

名取委員 今、答弁のあった裁判の最大の成果として述べられている内容も、土地の賃貸借上は当たり前のことであり、わざわざ裁判で明らかにするようなことではありません。その点でも、控訴費用は無駄だったと思います。そのことを指摘しまして、次に移ります。

（インバウンド観光に関する業務委託費について）

名取委員 成果説明書の9から11ページになりますが、インバウンド観光に関する業務委託費についてです。

令和4年度は、インバウンド観光を促進するための業務委託を8件で総額1億7,157万円執行しましたが、観光消費額、延べ宿泊者数とも令和4年度は目標値に達していません。これらの事業の効果をどう捉えているか伺います。

矢野観光振興課長 観光消費額、延べ宿泊者数目標値は、国内と国外観光客全体の設定ではございますが、令和4年度のインバウンド観光につきましては、10月に入国者数の上限撤廃や、個人旅行者の入国解禁が行われたものの、引き続きワクチン接種証明が必要などであったことから、本格的な再開は、水際対策の撤廃や5類移行まで待たなければならない状況でございました。

また、インバウンド推進のための事業の多くはプロモーション事業でございますけれども、コロナ禍からの回復を見据えて2月以降に集中的に実施したこと、旅行会社における旅行商品造成は、プロモーションから造成まで約1年程度を要することから、当該年度、令和4年度の事業効果としては現れにくいものと考えています。

名取委員 2番の質問です。富裕層をターゲットとしたプロモーション事業が行われましたが、富裕層の観光はどのような状況だったのか伺います。

矢野観光振興課長 まず、富裕層旅行者につきましては、観光庁が一度の来日で100万円以上を使う旅行者と定義してございます。また、地方への誘客を国でも重点的に促進しているということがございます。令和4年度に実施しましたプロモーション事業についてですが、例えばサンフランシスコにつきましては、米国の経済誌CEOWORLDによる給料の高い都市ランキングで第1位、イギリスのコンサルティング企業Henley & Partnersによる世界の富裕層が多い都市ランキングにおいても第3位と上位に上げていることから、富裕層向けプロモーション先と位置づけまして、選定したところでございます。

先ほど申し上げましたように、令和4年度は厳しい状況でありましたけれども、観光客が戻ってくる中で富裕層をターゲットにしました富士北麓地域の宿泊施設からは、4月以降の稼働率が90%以上を継続しているとの声を聞いております。徐々に事業効果が現れ始めているものと考えております。

名取委員 昨年度については、富裕層の県内への観光客数は何人だったのか答弁を求めます。

矢野観光振興課長 昨年度のインバウンド旅行者宿泊者数の人員につきましては、16万7,000人となっております。ただ一方、この内訳としまして、富裕層が何人だったかという解析は、今のところ持ち合わせございません。

名取委員 その昨年度の富裕層の数字が明らかになるのは、いつ頃でしょうか。

矢野観光振興課長 国の統計、あるいは県の統計で、富裕層だけの宿泊者数が何人であったかという統

計は取っていない状況でございますので、施設との聞き取りなどを通じまして、具体的な数字までは取れませんけども、状況につきましては今後の事業に向けまして少しでも把握するように努めていきたいと考えています。

名取委員        コロナの影響が残っていたということですけども、このプロモーションを行った、例えばアメリカ西海岸地域の富裕層がどれくらい本県を訪れたかということは、どうやって検証するのでしょうか。

矢野観光振興課長    事業効果につきましては、今年度におきまして少しずつ現れてきておりますけれども、まずプロモーション先でありましたアメリカなどにつきましては、今年コロナ明けの5月から8月、これをコロナ前の5月から8月におきますと、アメリカの宿泊者数が2018年5月から8月が1万5,330人、今年の5月から8月が、2万3,610人ということで、コロナ前と比べまして1.5倍の数字となっております。また、同じようにオーストラリアが、コロナ前が5,430人から9,240人で1.7倍、シンガポールの6,860人が1万3,630人ということで2倍であり、それぞれプロモーションを行いました地域において効果が現れてきていると考えております。

また、その伸びにつきましては全国で、アメリカは12位と、伸び率も13位ということで高位にあると考えておりますので、プロモーションの効果があつたと考えています。

名取委員        プロモーションを行ったアメリカ西海岸地域の富裕層がどれくらい訪れたかということはどうやって検証するのかを聞いております。もう一度答弁してください。

矢野観光振興課長    アメリカ西海岸、サンフランシスコなどで旅行エージェントへのプロモーションを行いました。効果でございますけれども、トラベルエージェントとしまして、問合せが109件、成約件数が22件ございます。うちサンフランシスコのプロモーションの参加事業者におきましては、問合せ件数が15件で、成約件数が6件となっております。それから、一般旅行者向けのプロモーションも併せて実施していますが、これにつきましては問合せ件数が500件以上、成約件数が213件を捕捉しています。引き続き、その後の状況につきましても捕捉に努めてまいりたいと考えております。

名取委員        私が求めた数字が検証できない状況だという印象を持ちました。

③番です。富裕層をターゲットとした事業を行っても、それが広く県民に還元されているのかは疑問があります。その検証は行われていたのでしょうか。答弁を求めます。

矢野観光振興課長    日本政府観光局によりますと、富裕層旅行者は訪日旅行者全体の1%に過ぎませんが、旅行消費額で見ると全体の11.5%を占めており、その存在感は大きいものとされております。さらに、総務省の産業連関表に基づく経済波及効果によりますと、宿泊業は、飲食料品、卸売・小売、運輸をはじめ幅広い産業に波及するとされております。

県内の宿泊施設関係者からの聞き取りによりますと、富裕層の宿泊者は部屋に滞在するだけではなく、地域のアクティビティを楽しんだり、文化施設や催しに訪れたり、自身に関心を寄せる土産を購入などしておりまして、産業連関表を裏づける消費行動が見て取れることから、地域の消費に広く貢献し、広く県民に還元しているものと考えております。

名取委員 知事は、今年6月議会で、「県外から富裕層を呼び込むことにより、地域でより大きな消費を喚起することを通じ、地域経済全体のパイを大きくし、財やサービスを提供する地元事業者の収益向上や、汗水流して働く人たちの賃上げにつなげ、県民生活を豊かにする」と答弁をされましたが、富裕層の呼び込みで収益向上につながった事業者は幾つあったのか、また賃上げにつながった労働者は何人いたのか伺います。

矢野観光振興課長 観光振興課におきましては、そのような捕捉等は調べる算段等は持っていませんので、今後の検討材料としまして、どんな手法があるかにつきまして研究をしていきたいと考えます。

名取委員 幾つか質問しましたが、収益向上や賃上げの効果が検証できない、また富裕層が何人訪れたかということも検証できないようなこの業務委託に1億7,000万円もの費用を費やすことはおかしいということを指摘しまして、質問を終わります。

（スポーツ協会への補助金について）

飯島（修）委員 スポーツ協会への補助金について意見書を出させていただきました。補助金の使途、内訳等についてです。人件費等について、参考資料、観の5ページであります。

生涯スポーツと言われて久しい気がします。先ほど、石原委員からの質疑もありましたが、スポーツは人が生きていく中で、趣味の上で、あるいは健康上、体力維持向上、コミュニケーションツール等、大変重要であると認識しております。また、老若男女、健常者、障害者問わず楽しむことができ、加えて、自身がプレーしなくても観戦による応援で感動したり、まさに人生にとって必要不可欠であると言っても過言ではないと思います。

本県でも、公益財団法人山梨県スポーツ協会が本県のスポーツを振興し、県民の体力向上を図るとともに、スポーツ精神を養うことを目的として貢献されていることは、周知の事実であります。県は、その公益財団法人山梨県スポーツ協会が実施する事業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとしております。

そこで、令和4年度の補助金の総額をお伺いします。

岡田スポーツ振興課長 令和4年度における県スポーツ協会の補助金総額ですが、1億4,383万6,950円になっています。

飯島（修）委員 令和4年度は1億4,000万円何がしということですが、補助対象事業が幾



つかあると思います。私の承知するところだと8項目か9項目あるかと思いますが、その内訳をお伺いしたいと思います。

岡田スポーツ振興課長 内訳でございますが、額が多い順に説明いたしますと、県スポーツ協会の事務局職員等の人件費、旅費、役務費など、事務局の運営に係る経費に7,502万5,000円を支出しております。次に国体成人チームの指定強化、一貫指導体制の推進など、競技力向上対策本部に係る事業費に5,282万245円。次に境川自転車競技場の管理運営費に1,033万1,823円、そのほかクレー射撃等の練習場確保事業や青少年スポーツの推進に係る事業に、合わせて565万9,886円を支出しております。

飯島（修）委員 頂いた資料とももちろん合致したんですけど、先ほど答弁いただいた、山梨県スポーツ協会の運営費の中で、費目として人件費、旅費、役務とかいろいろあるのですが、この人件費は、令和3年から4年は140万円増えているのです。ただし、その5年前に遡ると、人件費が約8,000万円近く減っているのです。このことについて、金額が相当の金額でありますし、理由をお答えいただきたく思います。

岡田スポーツ振興課長 ただ今質問のあった人件費で、以前から3,000万円近く数字が落ちている理由についてですけれども、これは、県のスポーツ協会の決算書の数字を御覧になっているのだらうと思いますが、この席は決算特別委員会なので、補助金との関係ということでお答えをすればよろしいのか、いかがでしょうか。

渡辺委員長 補助金との関係で、決算に関することでお願いします。

飯島（修）委員 それはよく理解しますが、県として1億4,000万円補助金を出している立場上、こういう事実を知っているかどうかぐらいは、御回答はいただけないのでしょうか。

岡田スポーツ振興課長 スポーツ振興課といたしましても、出資法人の決算書は見ておりますので、そのような額が減少しているということは把握しております。

飯島（修）委員 いろんな規則がありますから、お立場もよく分かるのですけれども、回答は要りませんが、このスポーツ協会の人件費が減っている一方で、逆に役員報酬はこの5年間で1,000万円くらい増えているんです。多分、令和3年に会長職がそれまでの知事から今の会長に替わりまして、それで報酬が払われるようになった。これが一つの原因ではないかと思います。それにつきましては、令和5年の理事会において、定款を変えて、令和3年に遡って支給しているという事実があります。全国の都道府県に同様のスポーツ協会がありますけれども、このように会長に報酬を払っているのは2か所しかありません。一つは鳥取県で、常勤で月10万円、宮城県は日当1万1,600円です。こういう事実を申し上げて、このことについて極めて不自然ではないかと多くの県民の声が寄せられていることを老婆心ながらお伝えして終わります。

質疑 子育て支援局、県土整備部関係

（高速道路ネットワーク等の整備の促進について）

浅川委員 決算特別委員会審査意見書に基づきまして、主要施策成果説明書の125ページ、高速道路ネットワーク等の整備の促進について、幾つかお伺いします。

中部横断自動車道の静岡・山梨間は、全線開通により、大規模な工場、物流拠点、大型商業施設が進出するなど、大きな効果が出ております。このことはミッシングリンクである長坂から長野八千穂間がつながることにより、県内はもとより、県外にも及ぶ広範囲において、さらに大きく様々な効果がもたらされるものと確信しております。

そこでまず、中部横断自動車道の未着工区間である長坂から八千穂間に係る国による環境アセスメント手続を推進したとのことですが、具体的な内容について伺います。

壺屋高速道路推進課長 令和元年に事業化に向けて、大きな一歩となる環境影響評価の方法書の手続に着手し、令和2年5月、方法書の手続を完了しております。令和2年から事業予定者である国が、環境影響評価の準備書に向け、現地調査に着手しており、令和4年度も引き続き、大気質や動植物など、四季を通じた調査等を行いました。県では、次の段階である都市計画決定の手続に着手できるよう、国に対して要望活動を実施してまいりました。

浅川委員 令和3年に全線開通した静岡・山梨間の中部横断自動車道の整備効果が広くアピールされ、長坂から八千穂間の整備へ機運醸成が図られるとのことですが、具体的な成果について伺います。

壺屋高速道路推進課長 静岡・山梨間の全線開通に伴い、県内への効果、課題、期待について、多種多様な分野の方をお招きし、意見交換の場としてシンポジウムを開催しました。開通により、物流センターなど企業進出の動きが活発化しており、長坂・八千穂間が開通した際、さらに事業拡大が期待されるなどの意見がございました。いただいた意見を広く周知し、長坂・八千穂間の早期事業化を図るため、ホームページへ掲載するとともに、冊子に取りまとめまして広報に努めております。

一方、沿線地域では、山梨・長野両県10市町村による推進団体の設立や、北杜市では期成同盟会が立ち上がりまして、地域一丸となった取組が進んでいるところであります。

浅川委員 地元一丸となって早期整備に向けて取り組んでおりますが、長坂から八千穂間の整備について、国への要望活動や地元への対応など、令和4年度の実績を踏まえて、今後の見通しについて伺います。

壺屋高速道路推進課長 国が環境影響評価の現地調査を実施しておりますが、令和4年7月には、長野県知事らとともに両県が行う都市計画手続が円滑に進められるよう国へ要望するなど、機会を捉えて、国へ働きかけをしてきました。

また、地元の期成同盟会などと連携を図りながら、事業予定者である国へ働きかけたところ、本年7月、ルート案が示され、山梨・長野両県では、都市計画決定に向けた説明会を開催したところでございます。今後も事業予定者である国の協力を得ながら、地域への丁寧な対応に努め、都市計画決定や環境影響評価の手続を進めてまいります。

浅川委員 中部横断自動車道の全線整備に向けては、沿線地域の経済や観光、農業など、様々な団体や住民の声を結集し、一丸となって事業推進に全力で取り組んでいかなければならないと考えております。県においては、引き続き早期事業化を目指し、取り組んでいただくことを願い、質問を終了いたします。

（健やかな妊娠・出産の支援について）

石原委員 まず、主要施策成果説明書76ページの健やかな妊娠・出産の支援について、幾つかお伺いいたします。

本県でも人口減少が進んでおり、安心して妊娠・出産・育児、切れ目のない支援が必要で、県でも多くの支援策を行っていることは承知しております。そこで何点かお伺いいたします。

最初に、産前産後ケアセンターにおける宿泊型産後ケア事業の事業内容についてお伺いいたします。

山本子育て政策課長 宿泊型産後ケア事業は、出産後の育児に慣れない母親の心身の負担を軽減するため、センターにいる助産師・看護師が、授乳やあやし方など、育児技術を指導し、母親が自宅に戻ってからも安心して子供と一緒に暮らしていけるようサポートする事業でございます。

石原委員 2点目の質問として、電話相談とメンタルヘルス相談の実施状況及び取組の成果についてお伺いいたします。

山本子育て政策課長 まず、電話相談につきましては、産前産後の母親の不安や悩みに応えられるよう、助産師・看護師・保健師による24時間365日対応の電話相談窓口を設置し、昨年度は1,129件の相談がありました。

次に、メンタルヘルス相談につきましては、精神的に不安定な状態でサポートが必要と考えられる方に対しまして、心理職による対面でのカウンセリングを行っておりまして、昨年度は127件の相談を実施しました。

続きまして、取組の成果につきましては、相談者が居住する市町村の保健師との情報共有によるきめ細かい支援や、必要に応じ、県が山梨大学医学部附属病院に設置した専従看護師に相談内容を伝えることで、専門の精神科医による適切な治療が受けられるなど、相談者に寄り添った支援につながっております。

石原委員 電話相談が365日24時間ということで、とても助かっている方もいると思います。

最後の質問ですが、産前産後ケアセンターにおける宿泊型産後ケア事業の利用状況と利用促進に向けた取組についてお伺いいたします。

山本子育て政策課長 お答えします。昨年度の利用状況は、350組、延べ872泊でございます。出生数に対して7.3%の利用率でございました。センターの利用促進を図るため、市町村での妊娠の届出や母親学級など、あらゆる機会を通じて施設の利用を呼びかけるとともに、出産を控えた御夫婦などを対象に、産前産後ケアセンターの見学会や教室を開催し、施設のPRを行っております。また、併せて、本年度から国が導入した全ての産婦を対象とした減免制度の周知も行うなど、センターの利用促進に努めております。

石原委員 産前産後ケアセンターは、里帰りができないお父さん、お母さんにとっても大変重要なセンターではないかなと思っております。これからも拡充していただきまして、より利用しやすいセンターにしていいただければと思います。

（リニア中央新幹線の開業に向けた取り組みの推進について）

石原委員 続きまして、審査意見書に基づきまして、主要施策成果説明書の4ページのリニア中央新幹線の開業に向けた取組の推進について、幾つかお伺いいたします。

リニア中央新幹線の建設工事につきましては、先日、南巨摩第一トンネルの貫通式が報道に公開されたほか、釜無川を渡る橋梁では上部工の仮設工事が始まるなど、徐々にその姿が明らかになってきており、リニア開業に向けて、いよいよ期待が高まっているところでございます。リニア開業を契機に、県内経済の活性化を図るため、県でも様々な取組を進めているところですが、現在の状況について、幾つかお伺いいたします。

最初に、用地取得についてです。成果説明書によりますと、これまで約7割の用地を取得したとのことですが、令和4年度の用地取得の実績についてお伺いいたします。

吉野リニア整備推進室長 県では、平成26年度にJR東海と用地取得事務の委託に関する協定を締結し、JR東海による測量調査が完了して、調書が整ったところから、順次、用地交渉に取りかかっております。権利者の中には、相続争いなどによる難航案件も含まれておりますが、可能なところから用地交渉を進めてきており、令和4年度については、約100人の方から契約をいただいたところでありまして。これにより、令和4年度末時点においては、2,000人を超える権利者のうち約7割となる、おおよそ1,500人の方から契約をいただいております。

石原委員 用地の取得については、いろいろ御苦労があるかと思いますが、引き続き御尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。リニア駅北側の整備についてです。リニア駅北側の整備について、どのような検討を行ったのか、お伺いいたします。

立川道路整備課長 県では、令和2年度にリニア駅前エリアの整備の在り方検討会議を経て決定をいた

しました整備方針に基づきまして、昨年度、学識経験者や民間事業者から成る検討会を設置し、基本計画について議論を重ねてまいりました。この検討会では、交通機能や防災機能など、本県の新たなゲートウェイとしての交通結節点に必要な施設の配置や規模について検討を行ってきたというところでございます。その結果、本年3月に、駅北側の交通広場及びパークアンドライド駐車場のレイアウト案を取りまとめまして、公表をしたところであります。

石原委員 最後、（仮称）甲府中央スマートインターチェンジの整備状況についてお伺いいたします。リニア開業効果を県内全域に波及させるためには、道路整備を着実に進めることが必要であり、リニア駅と直結するスマートインターチェンジの整備が不可欠です。そこで、（仮称）甲府中央スマートインターチェンジの整備状況についてお伺いいたします。

壺屋高速道路推進課長 （仮称）甲府中央スマートインターチェンジにつきましては、リニア駅周辺の整備計画や関連事業との整合を図りつつ、まず、必要となる付け替え道路の整備に着手いたしました。また、用地取得事務等を事業者である中日本高速道路株式会社から受託しており、令和5年1月より用地交渉に着手して用地取得を進めているところでございます。引き続き、用地交渉を行うとともに、早期工事着手を目指し、中日本高速道路株式会社と連携して、関係機関との協議など実施してまいります。

石原委員 昨日、リニアの試乗もさせてもらいまして、なるべく早く開業を求めていると思いをいたしました。

（公園施設に関する長寿命化について）

中村委員 主要成果説明書の138ページになります。公園のうち、特に小瀬スポーツ公園は、昭和61年のかいじ国体開催に合わせて整備され、供用から既に30年以上が経過している状況です。老朽化が進む中で、施設の整備について幾つか質問させていただきます。初めに、公園施設の必要な機能を確保し、安心・安全に利用できるようにするために、令和4年度、どのような施設整備を行ったのか伺います。

内藤景観まちづくり室長 現在、県では施設や設備の点検結果に基づき、公園施設長寿命化計画を策定し、予算の平準化や緊急性などを考慮する中で、優先順位をつけ、計画的に施設や設備の更新、補修などを実施しております。小瀬スポーツ公園におきまして、令和4年度は野球場の外野フェンス改修工事、それから陸上競技場及び体育館の更衣室の改修工事、さらに武道館の廊下床改修工事などの工事を実施いたしました。

中村委員 施設が老朽化する中で、有料施設の整備を進めていただいて、県民のスポーツに関する意識高揚にもつながると思いますので、今後ともぜひよろしくお願いいたします。

次に、園路等について伺います。先日、県の体育祭がありまして、その際に小瀬スポーツ公園の駐車場等を利用させていただいたところですが、駐車場の誘導線や停止線がかなり薄くなっているというところにお気づきしました。特に小瀬スポーツ公園につきましては、ヴァンフォーレ甲府さんのホームグラウンドであり、Jリーグの開催など、県外からの多くの利用者、来場者が多いところで、駐車するに当たりまして、計画的な整備が必要ではないかと感じております。安全性を確保するべきだと考える中で、今後どのような対応を考えているのか、お伺いいたします。

内藤景観まちづくり室長 小瀬スポーツ公園内の駐車場における誘導線や停止線などの路面表示の整備につきましても、来園者の安全を確保するため、現地の劣化状況に応じ、計画的に整備を進めてまいります。

中村委員 計画的にというところで、まだ具体的なところが定まっていないかと思うのですが、ぜひ計画的に進めていただいて、事故があつてからでは遅いですので、ぜひ今後も進めていただければと思います。

2023年には、本県で2巡目の国民スポーツ大会、障害者スポーツ大会が開催されることが予定されております。今月20日にも準備委員会がいよいよ設立される中で、こういった点に配慮して、人が集う公園づくりに、ぜひ取り組んでいただきまして、県民が公園に愛着を持っていただけるように、ぜひ進めていただきたいと思います。

（流域治水対策推進事業費について）

桐原副委員長 説明資料の12ページ、流域治水対策推進事業費について伺います。地球温暖化の影響により、全国各地で毎年のように、これまでに経験したことのない豪雨に見舞われております。こうした気候変動の影響を踏まえて、従前の河川改修などのハード整備に加えて、避難行動に資する情報提供などのソフト対策を、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む流域治水への転換が打ち出されております。現在、県においても、流域治水の取組が進められていると承知しておりますが、県民の安心・安全を早期に確保するためには、流域治水対策を一層進めることが必要であると考えます。そこで、令和4年度の流域治水対策推進事業費の内容について伺います。

蛭原治水課長 県では、流域治水を推進していくために、流域の状況や過去の浸水実績を踏まえまして、県内4つの流域をモデル流域と定め、具体的な対策を定めたアクションプランを作成することといたしております。令和4年度は、モデル流域における浸水原因や土地利用状況等につきまして調査業務を実施し、アクションプランの基礎となる資料の整理を行いました。また、流域治水の取組に対する意識醸成を図ることを目的として、パンフレット、クリアファイルなどを作成しまして、関係者への説明会をはじめ、様々な機会で開催活動を行ってきたところでございます。

桐原副委員長 ただいま流域治水対策推進事業費の内容について答弁いただきましたが、昨今の気象

状況を鑑みますと、モデル流域におけるアクションプランの作成など、流域治水の取組の成果を一刻も早く上げていく必要があると思います。そこで、令和4年度の流域治水対策の具体的な取組について伺います。

蛭原治水課長 4つのモデル流域のうち、南アルプス市の横川におきまして、県と市が相互に連携して流域治水に取り組むこととした確認書を締結し、昨年12月末には横川流域治水対策アクションプランを県内で初めて作成いたしました。また、横川流域においてアクションプランを着実に推進するために、ワーキンググループを設置し、進捗管理やフォローアップを実施しております。

また、忍野村を流れる新名庄川に関しても、村と確認書を締結するなど、残る3流域でも流域の関係者と合意形成を図り、アクションプランの早期の策定に向け、取組を進めていたところでございます。

桐原副委員長 県内の河川に流域治水を広げていただくなど、洪水対策に取り組んでいただくことを強くお願いをいたしまして、質問を終わります。

（若者の出会い機会の創出について）

長澤委員 審査意見書に基づきまして、説明資料5ページの若者の出会いの機会の創出について伺います。

まず1つ目の質問ですが、令和3年度、3,074万8,000円、令和4年度は2,121万2,000円と、前年より1,000万円ほど支出が減額されています。結婚するカップルを増やすことは少子化の支援策になると考えますが、減額の理由を教えてください。

山本子育て政策課長 令和3年度に、やまなし出会いサポートセンターのホームページ及びシステムの改修を行うため、臨時改修費を予算化しております。その影響により、4年度は前年度に比べ減額となっております。

長澤委員 次の質問に移ります。やまなし出会いサポートセンター登録会員も150人ほどしか増えておりません。カップルの成立数、また結婚に至ったカップルの数を教えてください。

山本子育て政策課長 これまでのカップル成立数は1,468組、結婚に至ったカップルは118組でございます。

長澤委員 それでは、次の質問に入ります。この成果を踏まえて、今後、さらなる事業展開はあるのか、伺います。

山本子育て政策課長 今後は、多様な婚活サービスのアイデアやノウハウのある結婚相談所と連携した

大規模な婚活イベントの開催や、ボランティアなどの結婚を応援する方々を対象に、支援手法のスキルアップセミナーを開催することとしております。また、交際の進め方に不安がある方を支援するため、交際方法を学ぶセミナーを開催するとともに、新婚夫婦、婚約中のカップルが飲食店などで割引が受けられる制度を導入し、結婚への機運醸成を進めてまいります。

長澤委員 少子化は待ったなしの政策だと思います。若者の出会いの機会の創出、今後もぜひ力を注いでいただくことをお願いします。

（リニア中央新幹線建設工事発生土処分受託事業費について）

長澤委員 それでは、次の質問に移ります。説明資料、県土5ページ、リニア中央新幹線建設工事発生土処分受託事業費について、幾つか伺います。

リニア中央新幹線の開業は、本県が有する豊かな自然環境や観光資源などを有効利用して、産業や経済の活性化につなげる大きなチャンスとなることが期待されています。現在、早川町内では、JR東海によってトンネルの掘削工事が進められており、県ではJR東海と協定を締結し、このトンネルの発生土を盛土材として有効活用するといった方針の下、早川芦安連絡道路の整備が進められています。この整備について何点か伺います。

まず1つ目ですが、JR東海との受託協定の内容について伺います。

立川道路整備課長 JR東海とは、発生土の活用に関する基本協定書を平成27年に締結しております。その後、具体的な内容について定めた施行協定書を平成29年に締結しております。協定の対象となっている工事は、盛土工のほか、附帯工事として、のり面工や擁壁工、早川に合流する沢の流水処理工事などとなっております。受入期間は平成29年度から令和9年度まで、受入れの土量は約120万立米、受託の費用については約67億円という契約となっております。さらに、年度ごとに、当該年度の工事の施工に関する年度協定を締結しています。

長澤委員 次の質問です。年度協定に基づいて工事が進められているということですが、令和4年度の実施状況を詳しく説明ください。

立川道路整備課長 平成29年度から発生土を受け入れておりまして、これまで工事用道路やカッパ沢の砂防堰堤などの整備を行ってまいりました。昨年度は、引き続き発生土の受入れと併行しまして、カッパ沢から流れ込む伏流水を処理するための仮排水路工事や盛土の基礎となる護岸工事を実施したところでございます。

長澤委員 次に移ります。最後に、処分に対するJR東海と県との費用負担割合について伺います。



立川道路整備課長 協定の対象となっております工事は、全額JR東海の負担となっております。

（県営住宅の改善事業について）

長澤委員 それでは次に、説明資料、県土22ページの県営住宅の改善事業に関して伺います。

1つ目ですが、県営住宅の中には昭和時代に建設され、築年数が相当経過しているものが多数あると承知しております。そのような中で、県営住宅の改善事業を実施したとのことですが、具体的にはどのような改善を行ったのか伺います。

武藤住宅対策室長 県営住宅の改善事業につきましては、建物本体の長寿命化を目的とした事業と、それ以外の一般的な修繕を目的とした事業とに分けて実施しております。具体的には、長寿命化を目的とした事業につきましては、予防保全対策としまして、外壁や防水、給水管の改修などの工事を実施しております。また、一般的な修繕を目的とした事業につきましては、入居者の生活に直結する風呂釜や浴槽、給湯器の取替えなどの工事を実施しております。

長澤委員 県営住宅の入居者への良好な住環境を維持するためにも、継続して少しでも多くの改善事業を進めていくことが重要だと考えております。

次の質問ですが、現在の県営住宅の老朽化の状況を踏まえると、なるべく執行残を出さずに早期に県営住宅の改善を目指すべきと考えますが、考えを伺います。

武藤住宅対策室長 委員御指摘のとおり、できる限り執行残を出さずに改善事業を実施すべきものと考えております。そのため、各事業の執行差金につきましては、できる限り、ほかの改善事業に活用できるように努めておるところでございます。引き続き、事業の執行状況と執行額の状況を確認しまして、なるべく執行残が出ないように、早期に以後の執行計画の見通しを立てることにより、有効な改善事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

長澤委員 ぜひ今後もしっかりと執行管理をして、改善事業に取り組んでいただくことをお願いいたします。

（放課後の児童の居場所づくりについて）

望月（大）委員 まず、主要施策成果説明書の78ページ、放課後の児童の居場所づくりについて、お伺いしていきたいと思っております。放課後児童クラブについてです。コロナ禍で、いろいろな対応、分散等もあって、かなり対策等で御苦労されているという話を支援員さんから聞いております。放課後児童クラブの施設整備費助成について、感染症対策や熱中症対策など、多くの課題も近年生まれてきておりますけれども、この助成について、1か所というのはどのような対応をしたのか、まずお伺いします。

山本子育て政策課長 県では、放課後児童クラブの施設整備補助金につきまして、全市町村に対して要

望調査を実施しておりまして、要望があった市町村に対し、助成を行っているところがございます。昨年度は、中央市から放課後児童クラブが老朽化し、豊富にある旧役場庁舎を改修して移転するための助成申請があったことから、補助金の交付をいたしたところでございます。

望月（大）委員 かなり大型の助成と聞いております。

これは運営費になりますけれども、運営自体の予算が足りなくて苦労されているクラブも多いということで、支援員さんから話を聞いております。要望についてですけれども、市町村からも多く来ていると思いますが、このような対応はどのようにされてきたのか、お伺いします。

山本子育て政策課長 県では放課後児童クラブの運営費に加えまして、職員の処遇改善に係る費用につきまして、国の定めた要綱に基づき、市町村に対し助成を行っているところでございます。県としましては、現行の助成制度を維持しつつ、放課後児童クラブの安定的な運営と職員のさらなる処遇改善に向け、全国知事会等を通じまして、国に対して補助の拡充や助成要件の緩和について要望をしております。

望月（大）委員 運営費用の予算が足りないというところで、国に対しても要望しているということで了解いたしました。実施主体は市町村になりますので、アンケートや聞き取りも行いながら、ぜひ有効的な予算の執行をお願いしたいと思います。近年は第3の居場所づくりとしても、放課後児童クラブは非常に重要な位置を占めておりますので、決してそのしわ寄せが支援員さんに行かないように、ぜひ行政としての役割を果たしていただきたいと思っております。

（産前産後ケアセンターについて）

次に、産前産後ケアセンターについてです。主要施策成果説明書の76ページです。先ほど石原委員からも質問がありましたので、重複しないようにしたいと思います。

産前産後ケアセンターの利用率についてですけれども、市町村によってかなり濃淡があるということでお話を聞いております。令和4年度、利用率、市町村の状況等どうであったか、まずお伺いします。

山本子育て政策課長 昨年度の利用状況は350人、延べ宿泊数872泊であり、出生に対して利用した人は7.3%でございました。市町村別の利用者につきましては、甲府市、南アルプス市、甲斐市など、中北地域の自治体の利用が多く、また中北以外でも、独自に利用料への助成を導入することで、自己負担がないよう、市町村で取り組んでいるところもありまして、そういったところは利用者が多い傾向にあります。

望月（大）委員 我が家も6年前に活用させていただいたのですが、そのときは県で出生者数に対して宿泊は4.2%ということでした。見込みが10%を予想しているという当時は、

6年前でありましたけれども、7.3%ということで、かなり改善はされていると思います。改善に向けた働きかけは、先ほど石原委員の答弁でありましたので、ここは省きまして、市町村によって、利用の助成に差があつてはいけないと思いますので、そこは県で統一した方針というか、方法を考えていただいて、利用率の向上に向けて取り組んでいただきたいと思います。

（子どもの貧困対策の推進について）

望月（大）委員 次に、子供の貧困対策の推進について、成果説明書110ページです。これは、今、議会でも政策提言案作成特別委員会を立ち上げている状況でもあり、大変複雑な課題が多方面で絡んできております。喫緊の課題として考えております。今回の子どもの食料・生活用品支援ネットの構築モデル事業を4か所ということでありますけれども、どのような地域で、どのような効果をもたらしたのか、子供の居場所づくり等への支援の7団体も含めてお伺いしたいと思います。お願いします。

篠原子ども福祉課長 子どもの食料・生活用品支援ネットワーク構築モデル事業につきましては、昨年度、県内各4圏域において、先駆的に取り組んでいる市や団体を中心に事業が行われました。峡東地域では、笛吹市を中心に令和3年度に構築した関係市のネットワークにより、市内一斉フードパントリーを計4回実施し、延べ800世帯に食料・生活用品を届けることができました。

その他の地域では、中北では、甲斐市と昭和町で協働した子ども食堂の開催、峡南ではNPOが中心となった関係者のネットワーク構築による困窮世帯支援イベントの開催、富士・東部ではNPOと地元大学生が連携した地域食堂の開催などが行われました。

これらの取組におきましては、子ども食堂や社会福祉協議会ばかりではなく、企業や団体なども参加したことにより、通常のフードバンク活動では取り扱うことが難しい生活用品、生鮮食料品を困窮世帯に広く受け渡すことが可能となりました。

また、子供の居場所づくり等への支援の7団体は、市町村が行った子供の居場所づくりへの助成が1件、NPO法人が行ったG o T o キャンプなどのイベント開催経費の助成や、大型冷蔵庫購入費用等への助成が6件となっております。これらの助成によりまして、子供が1人でも安心して通うことができる、家庭や学校ではない第3の居場所の充実や、ひとり親への癒しと子供への自然体験などを提供することができたと考えております。

望月（大）委員 全体的に網羅をして、圏域に分けて実施していることを理解いたしました。

②に続くのですけれども、学習支援ということも、子供の貧困対策において、大変重要なところであると思います。実施において、9町村70人とのことですが、ほかの18市町村は全く実施していないという理解でよろしいのか。市町村単独で行っているところもあるのか確認したいと思います。お願いします。

篠原子ども福祉課長 まず、各市につきましては、実施方法や国庫補助金の活用方法等は様々ですが、

13市全てにおいて子供の学習支援事業が行われております。残りの5町村につきましては、まず1村で村独自の学習サポートを実施しております。その他の4町村は、小規模な町村であるため、学習支援が必要な子供には通常の学校学習の範囲で個別のサポートができていると町村側で認識されていることから、現時点では事業として実施されていない状況でございます。

望月（大）委員 13市、そして5町村は、実施はしていない事業だけれども、それぞれ単独でやられているところ、学校単位でやっているところがあるということを理解いたしました。

いずれにしても、他方面に貧困対策があると思いますので、その課題を乗り越えていけるよう、また今年度以降取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（濁川の水害対策について）

最後に、県土13ページ、14ページに係る基幹河川改修事業費と県単独河川維持修繕費についてお伺いいたします。

近年、気候変動の影響が顕在化しており、毎年のように全国各地において、これまでに経験したことのないような豪雨に見舞われ大きな被害が発生しております。

私の地元の甲府市青沼はじめ市東部地域では、濁川流域も都市化の進展が著しく、一たび洪水氾濫が起きると甚大な被害が発生することが予想され、その水害対策は重要な課題だと考えております。

近年も避難勧告や避難指示が出されており、濁川の水害対策は待ったなしの状況であるとと考えております。これまで濁川において、笛吹川との合流点から朝気通り、北側の省路橋まで川の断面を広げる河川改修が長年にわたり行われてきました。現在、省路橋の西側でも河川改修が進められており、徐々に川幅が広がる姿を見ると安心感が湧いてまいります。それと同時に河川改修が早期に完成されることを願ってやみません。

そこで、まず、令和4年度の濁川における河川改修の取組についてお伺いいたします。

蛭原治水課長 濁川におきましては、甲府市城東地区における未改修区間約300メートルを計画区間として定め河川改修を実施しております。地元の皆様の協力を得まして、事業用地は全て取得済みであり、令和3年度から工事に着手し、令和4年度には右岸の約50メートルにおいて護岸工事が完了しております。引き続き、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算を活用するなど必要な予算を確保し、早期完成を目指すこととしております。

望月（大）委員 用地取得も順調に進んでいるということで確認をいたしました。降雨に対する河川改修とともに、土砂のしゅんせつを実施するなど適切な河川の維持管理を行っていくことが必要であります。

そこで、令和4年度の濁川の伐木・しゅんせつの取組についてお伺いいたします。

蛭原治水課長 県では、出水時の点検や日々のパトロールを通じて河川の状況を確認しながら、土砂の堆積や樹木の繁茂が著しい緊急性の高い箇所、また重要性の高い箇所から順次、伐木・しゅんせつを実施しております。

濁川においては、これまで甲府市西高橋地先を起点として上流に向かい伐木・しゅんせつを行っており、令和4年度は、甲府市砂田町地先の国道411号交差部から高倉川合流点までの700メートルの間においてしゅんせつを実施したところであります。

引き続き、出水後のパトロールや河川監視などにより河川の状況を確認し、適切な河川の維持管理に努めております。

望月（大）委員 甲府市の豪雨災害は、雨が降ると、やはり一番に濁川が頭に浮かんできます。消防団でもパトロールや土のう等を用意しておりますけども、非常にそういった危機感を覚えながらの生活でありますので、ぜひ地域住民の生命財産を守るために、気候変動を踏まえた治水対策の取組を一層進めていただきたいと思います。

（保育等人材の確保・定着について）

笠井委員 主要施策成果説明書の77ページ、保育等人材の確保・定着についてお尋ねをいたします。

県内の待機児童ゼロが維持されていることは何よりと考えております。一方で、発達に支援の必要な未就学児のために専門的な役割・体制を整える園を希望する待機児童さんはまだ多いという現状を最近伺いましたが、本日は、やまなし保育士・保育所支援センターに人材バンクが設置された件についてお尋ねをいたします。

保育士ニーズと潜在保育士とが上手にマッチングされることが期待されますが、初年度であることを勘案しましても登録者数が少なめではないかと感じました。登録の目標値に対する達成度及びその進捗評価並びにマッチングの実績についてお尋ねいたします。

山本子育て政策課長 昨年度はセンター開所初年度でありまして、社会労務士が行う巡回支援や若手保育士への研修など、センターが実施する事業につきまして、保育施設や養成校などへ周知を重点に置いていたところがございます。このため登録者数が少なくなっております。今年度は登録者数を増やすため、求人情報誌にセンターの情報を掲載するなどいたしまして周知を図っております。9月末現在の登録者数につきましては134名となっております。

笠井委員 今のお話ですと、求人情報などで休んでいらっしゃる保育士の方を登録されているというお話でした。これ現職の保育士を登録するという仕組みではないわけですね。

山本子育て政策課長 現職の保育士さんも登録できる内容となっております。

笠井委員 希望すれば登録されるということですね。

あと、離職ですとか休職の際に、園に登録をあっせんするような、そんな働きかけは

できないのか、令和4年度からされてきているのかお尋ねします。

山本子育て政策課長 保育施設などに、やまなし保育士・保育所支援センターの内容が掲載されましたチラシを配しておりました、離職する保育士さんに対しまして、各施設から登録を進めていただいています。

笠井委員 園を通して働きかけをしてくださっているということで理解いたしました。慢性的な保育士不足の解消のためにも、ぜひ効果的な取組と、また就業環境の改善にもつながるような施策に期待をいたしております。

（防災情報の提供体制の充実について）

大久保委員 決算特別委員会審査意見書に基づきまして、主要施策成果説明書134ページの事前防災情報の提供体制の充実に関して幾つか伺います。

災害時に命の安全を確保するためには何よりも住民の防災意識を高め、確実に避難をしていただくことが重要であり、そのためには防災情報の提供を行うことが必要であると考えます。

まず初めに、浸水想定区域図の作成と市町村ハザードマップ作成への支援についてであります。住民が円滑かつ迅速に避難ができるよう、水害のリスクの情報について認識してもらうことが極めて大切であり、これまで大規模な河川で浸水想定区域図が作成されてまいりました。

令和3年5月に水防法が改正され、小河川についても県で新たな浸水想定区域図を作成することになったと認識しておりますが、令和4年度の進捗状況について、まず伺います。

また、県で作成した浸水想定区域図を基に市町村がハザードマップを作成することになりますが、市町村にどのような支援をしたのかも併せて伺います。

蛭原治水課長 まず、浸水想定区域図につきましては、水防法の改正に伴い身近な小河川において、昨年度末、甲府盆地を中心とした138河川について浸水想定区域図を作成いたしまして公表したところでございます。

また、郡内の桂川、宮川、新名庄川の3河川についても昨年度、水位周知河川に指定したことから浸水想定区域図を作成して公表しております。

ハザードマップ作成の支援につきましては、市町村を対象に作成に関します説明会を開催したほか、技術的な課題に対しまして助言を行ったところでございます。

大久保委員 次に、土砂災害による被害防止の観点から、土砂災害警戒区域の新たな指定に関する基礎調査についてお伺いいたします。

土砂災害警戒区域の指定には、土砂災害の恐れのある土地の範囲を明確にし、地域の警戒避難体制整備のための情報提供を目的としていることから、こうした危険度情報を住民に周知し、理解していただくことが極めて重要だと考えます。

そこで、令和4年度に実施した土砂災害警戒区域の新たな指定に関する基礎調査の具体的内容と防災情報の提供に関する県の取組について具体策を伺います。

内藤砂防課長 県では、全国で頻発する土砂災害の実態や最近の測量技術の進歩を踏まえ、高精度地形図を用いて地形・地物を再精査し、新たに土砂災害警戒区域の指定対象となり得る2,089か所の範囲を机上で抽出しております。令和4年度は、このうちの507か所の基礎調査を実施し、現地測量や土地利用状況の確認を行い、土砂災害の影響を受ける範囲を調べました。

また、この情報を県のホームページのほか、土砂災害警戒情報システムなどで速やかな情報提供を行っております。併せて、令和4年度には、土砂災害警戒情報システムの機能強化を行っており、市町村の地区別に危険度情報を公開し、住民自らの避難行動のきっかけづくりや市町村長が行う避難指示を判断するための防災情報の提供に努めております。

大久保委員 いろいろと新しい取組をなさっているということで、また住民の方もより安心感を持つのではないかと思うわけであります。異常気象が常態化し、かつて経験したことのない状況も見受けられ、他県では甚大な被害も発生しておりますし、本県でも大災害が起こるかは予想できません。自然災害が発生した場合においても、被害を最小限にとどめるための災害に強い強靱な県土づくりを推進するとともに、確実に避難につなげる情報提供や避難体制づくりの支援などを行っていただくことを切にお願い申し上げまして、県土整備部に関わる私の質問は終わります。

（子どもの貧困対策の推進について）

飯島委員 子供の貧困対策の推進についてです。子ども食堂応援セミナーの開催ほか具体的な開催内容について、よろしくお願ひします。

部局審査でも質疑させていただきました。今、日本は7人に1人の子供が相対的に貧困下にあるという状況でありまして、私も子供の貧困対策の推進に関わる政策提言案作成委員会に入っております、事実を知るにつけいたたまれない思いであります。一刻も早く現状改善を進めて、貧困状況の撲滅の早期実現を願うばかりであります。それで何点かお伺ひします。

子ども食堂の応援セミナーの開催についてですが、部局審査のときに、昨年度、甲府エリアと郡内エリアの2か所でセミナーを開催したという答弁がありました。目的は子ども食堂や御協力してもらえる方を増やそうというものでした。それと現状を知ってもらうこと、加えてそれには何が必要かということも目的であったという回答を頂いてあります、全くそのとおりだと思います。

それで、良い取組をしたわけでありますので、この現状の子ども食堂を見て、あるいはこのセミナーを通して得た成果というのをどのように把握しているのか、まずお伺ひします。

篠原子ども福祉課長 子ども食堂応援セミナーは、物価高騰の中、子ども食堂は困難を抱える子育て家庭の支援に欠くことのできない場所であることから、ボランティアの確保や子ども食堂の新規開設につながるなどの目的に開催いたしました。

具体的には、子ども食堂の意義や多様な活動の紹介、開設運営のノウハウなどを県内の子ども食堂の運営者や県外の有識者から御説明を頂いております。

また、セミナーを開催したことがメディアで取り上げられ、子ども食堂への寄附につながるなどの波及効果もございました。

飯島委員 物価高など本当にいろいろな困難があったと思います。御苦労さまでした。

それを今後どのように生かすかということが課題だと思います。いろいろなファクターがあると思いますが、一番高いハードルは何だと考えますか。

篠原子ども福祉課長 一番高いハードルは、やはり子ども食堂について正確に皆さんに承知していただいて、御協力いただける方が一人でも多く出てくるということが一番重要ではないかと思っております。

飯島委員 ちょっと難しい質問をしたかもしれませんが、現場を見てそう感じたということでは、そうだと思います。

解決策をコンプリートとして速やかにまた継続していろいろな取組をしていただきたいと思います。議員としてはその予算等に最大限協力することはやぶさかではないということをお願いして、一刻も早く私は子ども食堂が世の中からなくなることが大事だと思っています。

次に、県においても生まれ育った環境に左右されないで学習ができたり進学ができたりと、こういう方針を打ち出しています。主要施策でいうところの、子どもの学習支援事業の実施についても伺いたいと思います。

先ほど質問がありましたが、県は9市町村で70名の参加者があったということは部局審査で承知しています。この70名というのが多いか少ないかというのはちょっと分からないですけども、想定していた数と比べてどうだったのでしょうか。その感想をお伺いしたいと思います。

篠原子ども福祉課長 70名という数が多いか少ないかというのは特段想定しておりません。それぞれ本当に必要な子供たちに必要な支援が行き届くということが一番重要なことだと思いますので、やっていく中で本当に必要な子供たちを一刻も早く見つけて、そういった支援が行われればと思っております。

飯島委員 おっしゃるとおり想定は難しいと思います。

それで、出席した人は子供たちだけですか、親御さんもいたのですか。その辺の内容を伺いたいと思います。



篠原子ども福祉課長 対象者につきましては、主に中高生となりますので、親御さんの出席はございません。

飯島委員 特段絶対必要だとは思いませんが、中高生はもちろん大事ですけれども、私は親御さんもいてもいいのかなと思います。

良い取組をしていますので、今後も実施するのであれば、やはり周知が大事だと思います。こういうことをやっているのを知らなかったとか、どうして私に声がかからなかったのかということになると、環境に左右されない人のためにやっているのに差別が生まれてしまうという懸念がありますので、その辺はどのように考えますか。

篠原子ども福祉課長 支援が必要な子供たちが取りこぼされることなく、市町村等と協力しながらきめ細かな支援を行ってまいりたいと思っております。

飯島委員 なかなか難しいかもしれませんが、ぜひ鋭意誠実に頑張ってくださいと思います。最後に意見です。やはり県が助けてくれたという感謝の気持ちが子供たちに生まれれば、必ず将来県のために頑張ってくれると思います。よろしく申し上げます。

以 上

決算特別委員長 渡辺 淳也